

令和6年度保育施設等利用案内



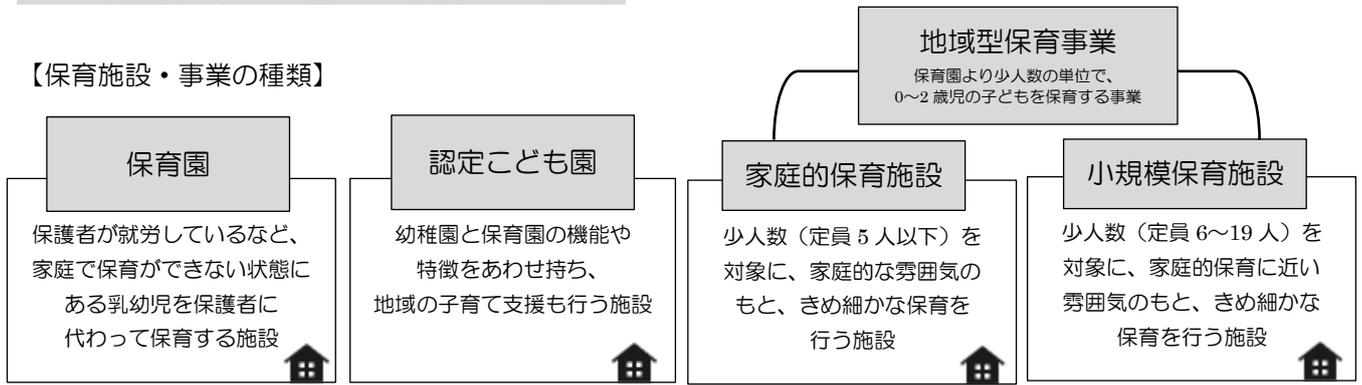
©WANPUG

🌱🌱🌱🌱🌱 もくじ 🌱🌱🌱🌱🌱

1. 保育施設・事業の種類と利用までのながれ
2. 入園が可能な年齢および施設
3. 申請方法と申請期間①②
5. 申請に必要な書類①②
7. 給付認定①②
9. 利用調整①②
11. 利用開始後の手続き
12. 辞退・中止手続きに必要な書類
13. 利用者負担額
14. 利用者負担徴収基準額表
15. 市町村民税所得割額の確認方法
16. 利用者負担額の負担軽減制度
17. 実費負担について①②
19. 申請書類等の記入上の注意点
…申請書
22. 申請書類等の記入上の注意点
…就労証明書
23. 申請書類等の記入上の注意点
…自営業申立書・申立書 ABC
24. 公立保育所民営化等実施計画
25. 保育施設等一覧
26. 保育施設等要覧
27. 保育施設等案内図①
28. よくある質問（Q&A）①②③

1. 保育施設・事業の種類と利用までのながれ

【保育施設・事業の種類】



※ 保育施設は「幼児教育や集団生活に慣れさせるため」という事由では利用の対象となりません。

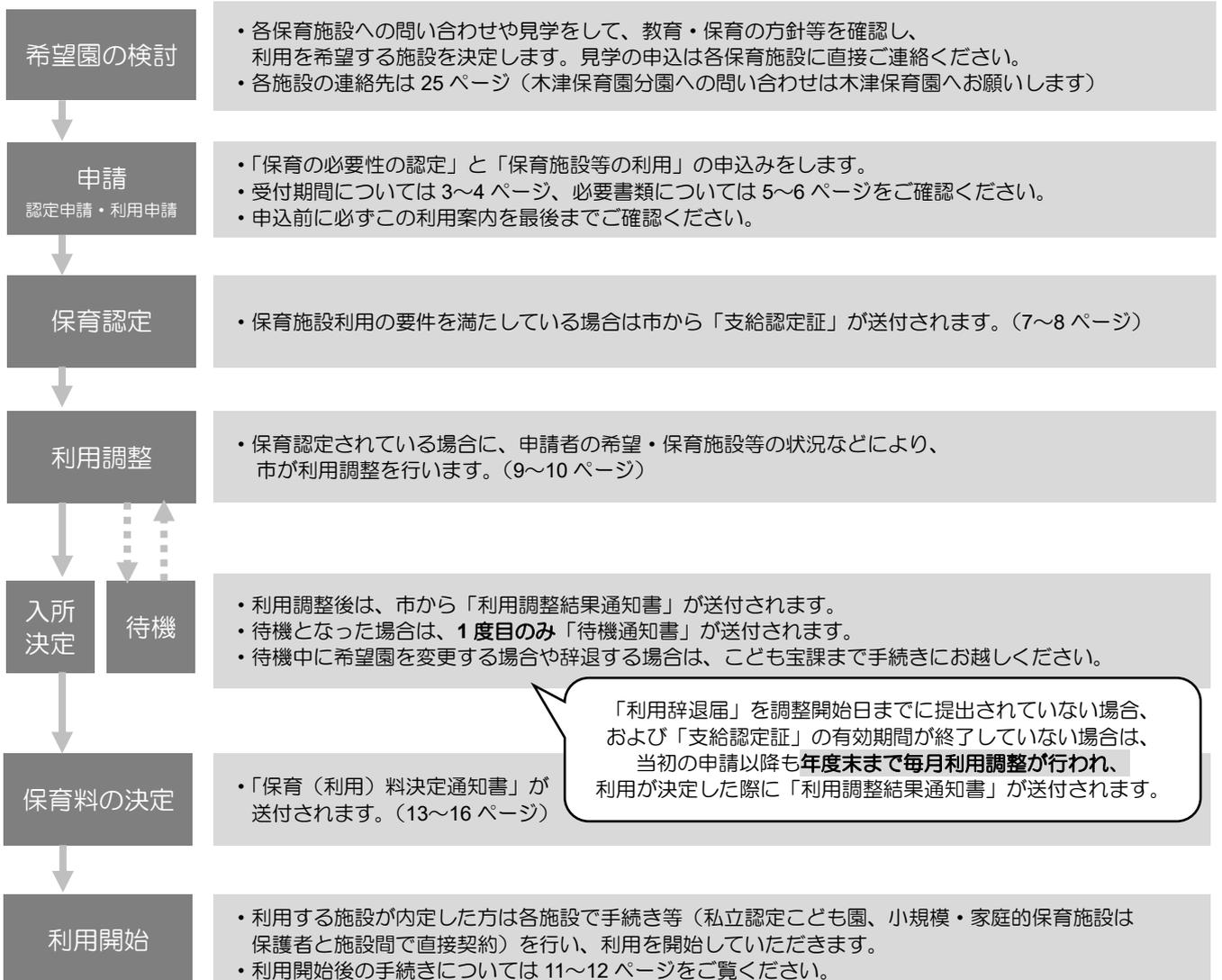
保育園・認定こども園・地域型保育では、保護者の方と共にお子さまの人生にとって最も大切な人格形成期の成長を築いてまいりますので、利用にあたってはお子さま自身の個性や、園の子育て方針等も踏まえた上で慎重にご検討ください。



【利用までのながれ】

保育施設〈保育園・認定こども園（保育枠）・地域型保育〉の利用までのながれは、次のとおりです。

※認定こども園（教育枠）や幼稚園の申請については、各園に直接お問い合わせください。



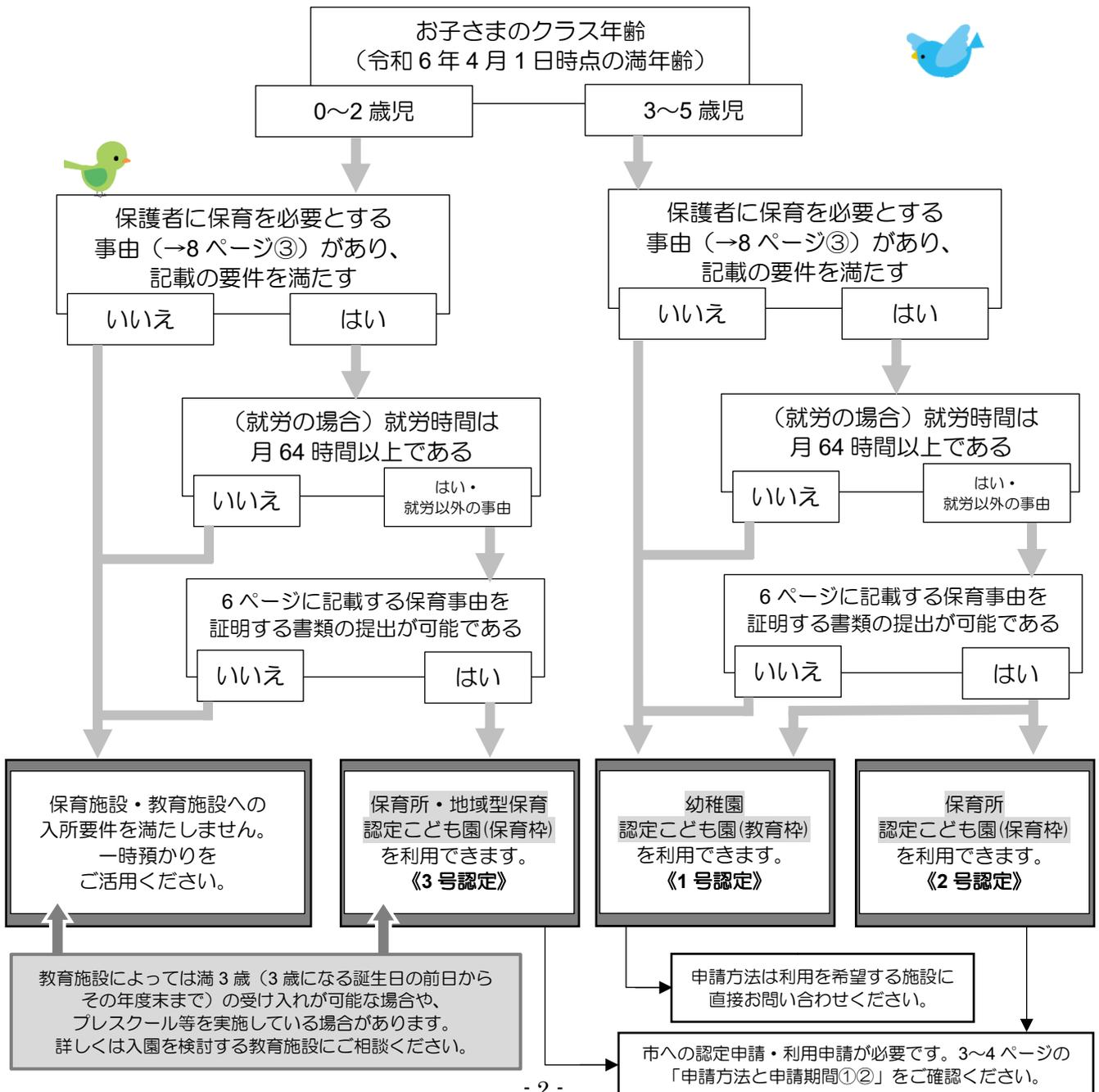
2. 入所が可能な年齢および施設

【クラス年齢の考え方】

4月1日時点の満年齢によってクラス年齢が決定します。年の途中で誕生日を過ぎても変わりません。

令和6年度の クラス年齢	お子さまの誕生日		
5歳児	平成30年 4月 2日	～	平成31年 4月 1日 生まれ
4歳児	平成31年 4月 2日	～	平成31年 4月30日 生まれ
	令和 元年 5月 1日	～	令和 2年 4月 1日
3歳児	令和 2年 4月 2日	～	令和 3年 4月 1日 生まれ
2歳児	令和 3年 4月 2日	～	令和 4年 4月 1日 生まれ
1歳児	令和 4年 4月 2日	～	令和 5年 4月 1日 生まれ
0歳児	令和 5年 4月 2日	以降	生まれ

【利用できる施設のイメージ】



3. 申請方法と申請期間①

【申請方法】

利用申請に必要な書類（5 ページ）をご確認のうえ、必要書類を揃えて、利用を希望する月の受付期間内にこども宝課へ申請してください。
申請は年度ごとに必要です。調整の結果、待機となり希望園を変更する場合や、転園申請をする場合も各申請期間に申請してください。

- 注意事項をご確認ください！
- ・転入予定で申請→10 ページ③
 - ・転園を希望する→11 ページ⑤



【新規（転園）申請期間】

◆令和 6 年 4 月からの利用開始希望（一斉申込）

令和 6 年 5 月以降利用希望の場合は 4 ページ

- ・令和 5 年度中待機である場合も改めて申請が必要です。
 令和 5 年度中に入所決定した場合、令和 6 年 4 月利用の申請は取り下げとなります。
- ・①②いずれかの枠で申請ください。（②の特別枠は申請対象者に制限があります。ご注意ください。）
- ・電話での結果回答は行っていません。結果到着予定日から 2 日過ぎても届かない場合はご連絡ください。

①一般枠（1 回の受付のみ。2 次募集は行いません。）

受付日	受付方法	郵送先	結果発送予定日	結果到着予定日(参考)
10 月 20 日(金) ～ 10 月 31 日(火) ※締切日消印有効	<ul style="list-style-type: none"> ・原則郵送での受付となります。 ・郵送事故防止のため追跡可能な郵送方法をおすすめします。 ・こども宝課窓口（1 階 3 番窓口）での受付は平日 8:30~17:15 で可能ですが、書類一式を封入封緘したものの受取のみとします。 ・受付期間中、窓口で申請内容の確認は原則行いませんのでご注意ください。相談や確認を希望される場合は受付期間前日までにお越しください。 	〒619 - 0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9 木津川市役所 こども宝課 宛 ※封筒に必ず差出人の住所と氏名をご記入ください。	2 月 5 日(月)	2 月 7 日(水)

※お住まいの地域によって異なる場合があります

※11 月 22 日(水)に、受理証または不備訂正依頼通知などを発送予定

- ・申請に必要な書類は 5 ページを参照し、記入漏れのないようにしてください。（マイナンバーや保育必要量の記入漏れなど）
- ・令和 6 年度空き枠（予定）一覧は令和 5 年 9 月 20 日頃ホームページに掲載予定ですので、ご参照ください。
 なお、希望園については**決定した場合に通園できる園を希望**してください。
- ・令和 5 年 12 月 15 日までに提出された変更申請書（希望園の変更など）や辞退届（申請の取下）は 4 月入所の利用調整に反映します。期日を過ぎて辞退された場合、結果送付前であっても、利用園が決まっていれば次回以降の申請時に減点対象となります。
- ・1 園のみの希望が優先される等はありませんので、保育を必要とされている方は**通園できる施設を複数園希望**されることをおすすめします。（転園申請の場合、希望園は 1 園のみの受付となります。）

②特別枠（※下記受付対象者のみの受付となります。）

受付日	受付時間	受付場所	結果発送予定日	結果到着予定日(参考)
12 月 13 日(水) 14 日(木) 15 日(金)	8:30~17:15 ※昼休み（正午~13:00）は除く	こども宝課 （1 階 3 番窓口）	2 月 5 日(月)	2 月 7 日(水)

特別枠の受付対象者 ※①または②に該当する方のみの受付となりますのでご注意ください

※お住まいの地域によって異なる場合があります

①**転入予定の方**（令和 5 年 10 月 1 日以降転入した者～令和 6 年 4 月 1 日転入予定者）

※ 転入後の住所地の記載された書類の写しが必要となります。

②**令和 5 年 10 月生まれ～令和 6 年 2 月 4 日（日）出産予定となっている方**

※ 母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写しが必要となります。

○住民票の異動が利用開始日以降となった場合や、誕生日が令和 6 年 2 月 5 日（月）以降となった場合は利用枠取消となります。

○郵送での申請も可能ですが、書類に不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。（締切日消印有効）

4. 申請方法と申請期間②

◆令和6年5月以降の利用開始希望（随時申込）

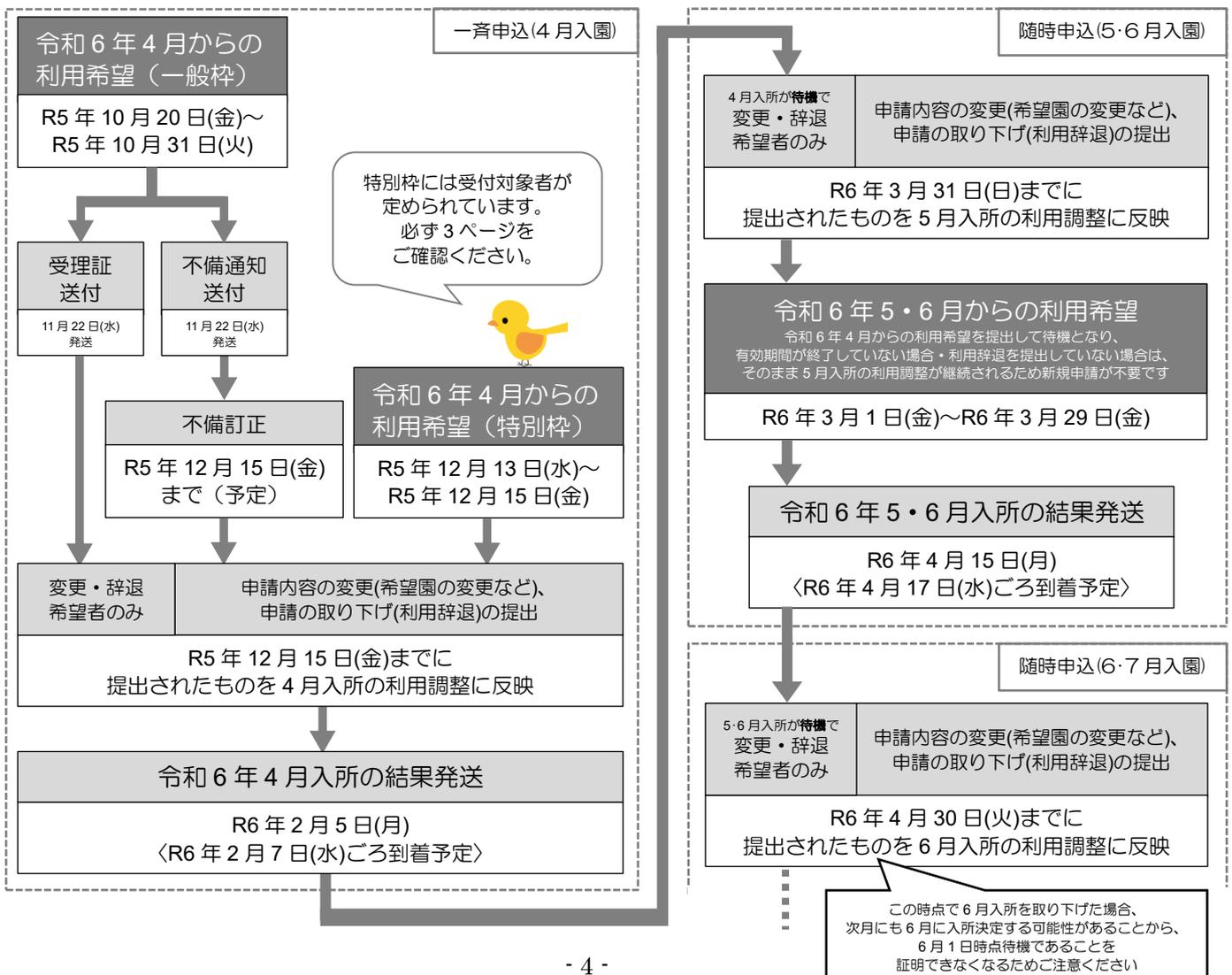
令和6年4月からの利用希望の場合は3ページ

- 電話での結果回答は行っていません。
結果到着予定日から2日過ぎても届かない場合はご連絡ください。
- 郵送での申請も可能ですが、書類に不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。（締切日消印有効）

※お住まいの地域によって異なる場合があります

利用希望月	受付期間	受付時間	受付場所	結果発送予定日	結果到着予定日(参考)
5・6月	3月1日～3月29日	8:30～17:15 ※休休み (正午～13:00) は除く	こども宝課 (1階3番窓口)	4月15日(月)	4月17日(水)
6・7月	4月1日～4月30日			5月15日(水)	5月17日(金)
7・8月	5月1日～5月31日			6月14日(金)	6月18日(火)
8・9月	6月3日～6月28日			7月16日(火)	7月18日(木)
9・10月	7月1日～7月31日			8月15日(木)	8月19日(月)
10・11月	8月1日～8月30日			9月13日(金)	9月18日(水)
11・12月	9月2日～9月30日			10月15日(火)	10月17日(木)
12・1月	10月1日～10月31日			11月15日(金)	11月19日(火)
1・2月	11月1日～11月29日			12月16日(月)	12月18日(水)
2・3月	12月2日～12月27日			1月10日(金)	1月14日(火)

【申込フロー（1ページの「利用までのながれ」に沿って認定・調整を行います）】



5. 申請に必要な書類①

申請書類等は木津川市ホームページからもダウンロード可能です。
URL: <https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,55774,33,151.html>



- ① **申請書**「施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書」
- ・申請する子どもひとりにつき1部必要です。
 - ・内容に変更が生じる場合は、速やかに（必ず変更が生じるまでに）変更の申請を行ってください。

② **父母の保育の必要性の事由を証明・申立てる書類**（6ページ参照）

- ・申請する子どもひとりにつき**父母1部ずつ**必要です。
- ・証明書類の**有効期限は証明日から3か月**です。
- ・病院から発行された診断書の**み有効期限は証明日（発行日）から6ヶ月**です。
- ・内容に変更が生じる場合は、速やかに（必ず変更が生じるまでに）変更の申請を行ってください。
- ・市に提出する前に、**記入者による記入誤りや記入漏れがないか必ずご確認**いただき、あれば記入者に訂正・追記をご依頼ください（**訂正の場合は二重線および訂正印が必要**です）。

一度提出された書類は返却しませんので、別件での申請予定がある方はあらかじめ写しをとっておくことをおすすめします。

③ **本人確認書類**

- ・申請書を提出する保護者分のみ、次1～3のいずれかをご持参ください。窓口で確認を行います。
 1. 個人番号カード
 2. 通知カード（記載事項が申請時の住所・氏名等と同様の内容の場合のみ有効）と運転免許証など
 3. マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など

※郵送の場合、写し等の提出は不要です。

※申請書内の世帯員個人番号記入欄は、必ず申請を行う子どもを含め全員分記入してください。

◆④～⑦は対象者のみ



④ **転入後の住所地が記載された書類の写し**

- ・申請日時点で木津川市に住民票がないが、転入予定で申請する場合のみ必要です。
- ・申請日/利用開始日時点で所在する祖父母の家に転入予定の場合は不要です。
申請書の住所欄に、住所とそこに居住する方の続柄・氏をご記入ください。（例：「祖父〇〇宅」等）

⑤ **市町村民税課税証明書等（所得・控除額が分かるもの）または市町村民税決定通知書の写し**

- 令和5年1月2日以降に、木津川市に転入し、8月までに利用を希望する場合…令和5年度分
- 令和6年1月2日以降に、木津川市に転入し、9月以降の利用を希望する場合…令和6年度分

※マイナンバーを使用した情報連携により照会が可能です。が、保育料算定に必要な課税情報の確認ができない（仮算定となり最高額を請求する）場合があるため、原則書類の提出をお願いしております。

⑥ **世帯状況が分かる書類**

- ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書等の写し
- 在宅障がい者（児）のいる世帯・・・障害者手帳等の写し

⑦ **委任状**

- ・保護者（父母）以外が申請する場合



6. 申請に必要な書類②

【保育の必要性の事由】

- ・認定や利用調整は次のいずれか主たる事由（ひとつ）で行います。
- ・どの事由に該当するか8ページ③の「保護者の状況」をご確認のうえ、必要な書類をご準備ください。

事 由		必要な書類	備 考
① 就 労	会社員・パート・内職等	就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、育児休業取得期間および復帰（予定）日の記入が必要です。
	自営業 (親族が経営する場合も含む)	自営業申立書	<添付> 事業の確定申告書控え(税務署收受印あり ※電子申告の場合は不要) もしくは個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本(登記事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの)等 ※必ず 申立てを行う本人の氏名が記載されているもの が必要です。 ※原則、事業の確定申告書の控えでご提出いただいております。 当初は他の添付書類を提出いただいた場合でも、現況届・変更申請など自営業申立書提出の機会があれば確定申告書を添付出来るようご準備ください。 ※いずれもご用意できない場合、事前にこども宝課へご相談ください。 ※事業所が法人化されている場合は就労証明書でご提出ください。
	農業	申立書 A	地域の農業委員に証明を受けてください。
②	介護・看護	申立書 C	<添付> 身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等
③	災害復旧	申立書 A	<添付> 罹災証明書等の写し
④	虐待や DV のおそれ	申立書 A	<添付> 公的機関等で発行された書類の写し
⑤	妊娠・出産	申立書 A	<添付> 母子健康手帳(表紙及び出産予定日がわかるページ)の写し
⑥	疾病	申立書 B	<添付> 診断書: 病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載があるもの(任意様式可)
	障害	申立書 B	<添付>障害者手帳等の写し
⑦	求職活動	申立書 A	<添付> ハローワーク登録証・受付表の写し ※起業準備の場合は不要
⑧	就学・職業訓練	申立書 A	<添付> ・就学の場合は在学証明書 ・職業訓練の場合は選考結果通知書など(職業訓練を行うことが確約された書類)の写し ※標準時間認定を受けるためには別途カリキュラムの写しが必要です。 ※就学とは、学校教育法における「学校」「専修学校」「各種学校」を指します。
⑨	育児休業中の継続	就労証明書	勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業中は、新規の利用ができません。 復帰日が属する月の初日から利用可能です。

7. 給付認定①

給付認定とは、保育施設等を利用するために受けていただく手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。認定を受けるためには、市に保育の必要性の認定の申請が必要です。「支給認定証」の送付は、利用調整結果通知書と原則同送になります。

① **認定の区分**：保育施設等の利用を希望する児童の認定の区分は、次のとおりです。

認定区分	認定基準	対象
3号認定	3歳未満・保育認定	父母ともに「保育を必要とする事由」に該当する場合
2号認定	3歳以上・保育認定	

- 年度途中で3歳に到達する児童は、誕生日の前月までに新しい支給認定証が送付されます。
- 教育を希望される場合は、1号認定（3歳以上・教育標準時間認定）となります。利用可能時間は、1日4時間（9:00～13:00）です。

② **保育必要量**：保育の必要量に応じて、以下の2種類に分類されます。

認定区分	利用可能時間	事由
保育標準時間認定	1日11時間の保育 (7:30～18:30 又は 7:00～18:00)	就労（月120時間以上） 災害復旧、虐待・DV、妊娠・出産
保育短時間認定	1日8時間の保育 (8:30～16:30※州見台さくらのみ 9:00～17:00)	就労（月120時間未満） 求職活動、育児休業

- 認定区分は、保育の必要性の事由証明書・申立書等の客観的な資料に基づいて判断します。
- 家庭的保育事業を行う施設を利用する場合は、保育短時間認定となります。
- 保育標準時間認定の条件を満たさない中で、諸事情により保育標準時間認定を必要とする場合は事前にもども宝課へご相談ください。
- 延長保育利用料（早朝・延長保育利用時の料金）は18ページをご参照ください。
- 保育標準時間認定の場合でも園の状況によって送迎時間の調整のご協力をお願いする場合があります。

保育関係様式

木津川市ホームページからもダウンロード可能です。

URL: <https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,55774,33,151,html>



変更申請書

配布/提出場所：こども宝課 または 各園(入園後のみ)

申請中の状況から変更が生じる際に提出が必要な書類です。
希望園の変更やきょうだい利用希望の意向、転職や退職など保育の事由、転居など、変更があればすぐにご提出ください。

入園が決定した際に、変更申請書の提出が遅れてしまった・提出してなかったことにより、入園が取り消しとなる場合があります。

入園後も申請時の状況から変更があれば提出が必要です。
(転居、転職・退職、妊娠、保育必要量を変更するなど)

変更申請書の提出が遅れてしまった・提出してなかったことにより、退園となる場合があります

1枚で複数のきょうだいの変更ができます。
(必ず全員の名前をご記入ください。)

→必ずご確認ください：3～4ページ・9ページ①・11ページ②

子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付
変更申請書

令和 年 月 日

本申請書は、給付の必要となる事項に変更が生じたとき、既に交付された給付認定書等に基づいて、給付認定の変更（付）を行い、変更後の認定書（第1～第3号認定書）を申請します。

申請に必要となる書類は、申請書に添付してください。また、申請書に添付した書類は、申請書提出後、申請書提出後1週間以内に変更が認められる場合があります。変更が認められない場合は、申請書提出後1週間以内に変更が認められない旨を通知いたします。

※申請書提出後、申請書提出後1週間以内に変更が認められない旨を通知いたします。

姓 名	性別	生年月日	年齢	利用している施設名	申請書提出日	申請書提出場所
氏名	性別	生年月日	年齢	利用している施設名	申請書提出日	申請書提出場所
氏名	性別	生年月日	年齢	利用している施設名	申請書提出日	申請書提出場所
氏名	性別	生年月日	年齢	利用している施設名	申請書提出日	申請書提出場所

以下の該当する変更項目に○を記入し、変更後の内容（変更前・変更後）を記載してください。

変更事項	変更前	変更後	申請書提出日	申請書提出場所
姓 名	変更前	変更後	○	○
性別	変更前	変更後	○	○
生年月日	変更前	変更後	○	○
利用している施設名	変更前	変更後	○	○
保育を必要とする事由	変更前	変更後	○	○
保育必要量	変更前	変更後	○	○
利用を希望する施設	変更前	変更後	○	○
その他	変更前	変更後	○	○

様式は変更する場合があります



③ 保育を必要とする事由と有効期間：保育の必要性と有効期間の認定は次のとおり分類されます。

事 由	保護者の状況	有効期間
① 就労	月 64 時間以上の労働に常態的に従事している場合	雇用期間・従事期間が終了するまで
② 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族含む）を常時介護又は看護している場合	状態に応じた期間
③ 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育できない場合	
④ 虐待や DV のおそれ	虐待や DV のおそれがある場合	
⑤ 妊娠・出産	出産予定月の前後に保育が必要な場合	
⑥ 疾病・障害	病気や心身に障がいがある場合	診断書や障害者手帳の有効期間が満了するまで
⑦ 求職活動	求職活動を行っている場合（起業準備含む）	入所希望日（他の事由から変更の場合は申請日）から 60 日目が属する月の末日まで
⑧ 就学・職業訓練	就学・職業訓練中の場合	卒業（終了）予定日が属する月の末日まで
⑨ 育児休業中の継続	産後休業取得前から既に保育施設を利用している子どもがいて、新生児に対する育児休業を取得する間も継続利用が必要である場合	<p>育児休業取得期間の終了日まで</p> <p>※育児休業の取得期間が長期にわたる場合は、育児休業の対象となる児童が満 2 歳に達する月の月末まで</p>
⑩ その他	上記に類する状態として市長が認める場合	状態に応じた期間

9. 利用調整①

利用調整とは、保護者の状況に応じ保育の必要性から優先順位をつけ、利用施設の調整を行うことです。

① 基準

- 保育施設等の利用調整は、「父母の保育の必要性の状況（就労・従事時間、通勤時間等）」
「世帯の状況（ひとり親世帯等）」を総合的に勘案し、保育の必要性が高い世帯から優先して決定いたします。先着順、抽選制ではありません。

<注意事項>

- 希望施設の順に利用調整を行います。きょうだい2人以上で同時に申請される場合は、きょうだいと同じ施設を利用できることを優先して調整します。
- 保育施設等の利用定員までの受入となることから、利用基準に該当している場合であっても、すべての利用希望者の受入れができず、待機となる場合があります。
- 利用調整の結果、待機となった場合は、年度末までの給付認定の有効期間内に限り、利用調整を行うことが出来ます。なお、初回の結果発送の翌月以降は、待機の場合通知を送付しません。有効期間の終了後は、改めて申請書等を提出していただく必要があります。
- 申請書に記入した利用開始日を変更することはできません。
- 申請書に記入した利用希望施設以外は利用調整をおこないません。
- 申請中の内容に変更が生じる場合は必ず変更申請を行ってください。
- 利用決定後の辞退は、他の申請者に非常に迷惑となりますので、希望施設等は申請前に十分にご検討ください。また、申請前には希望施設を見学してください。
- 待機中に申請を取り下げの場合は、こども宝課まで手続きにお越しくください。（本人確認書類必須）
「保育の利用辞退届」と「支給認定事由消滅届（転園申請の取下は不要）」をご提出いただけます。5月入所の利用調整以降、受付期間の翌月1日から調整が行われ、入園が決定する場合があります。必ず以下の受付期間内にお越しください。
- 希望園を変更する場合は、こども宝課まで手続きにお越しくください。（本人確認書類必須）
「変更申請書」をご提出いただけます。
新規（転園）申請を提出したのち、希望園の変更申請を提出された場合、反映される入園月は以下の通りです。



変更・辞退の受付期間 ※郵送の場合は消印日有効	反映される 入園月	結果発送予定日	結果到着予定日(参考) ※お住まいの地域によって異なる場合があります
		※2回目以降の調整結果は決定時のみ発送	
3月1日～3月29日	5月	4月15日(月)	4月17日(水)
4月1日～4月30日	6月	5月15日(水)	5月17日(金)
5月1日～5月31日	7月	6月14日(金)	6月18日(火)
6月3日～6月28日	8月	7月16日(火)	7月18日(木)
7月1日～7月31日	9月	8月15日(木)	8月19日(月)
8月1日～8月30日	10月	9月13日(金)	9月18日(水)
9月2日～9月30日	11月	10月15日(火)	10月17日(木)
10月1日～10月31日	12月	11月15日(金)	11月19日(火)
11月1日～11月29日	1月	12月16日(月)	12月18日(水)
12月2日～12月27日	2月	1月10日(金)	1月14日(火)

※新規（転園）申請を提出した月中に希望園の変更申請を提出された場合は、利用開始希望月に変更内容を反映します。

② 利用調整後

- 各園で入園説明会が行われますので、利用調整結果通知書が届きましたら、園からの連絡をお待ちください。
- 私立認定こども園、小規模・家庭的保育施設は利用調整後、保護者と施設間で直接契約いただきます。
- 利用希望日以前の慣らし保育はありません。
- 利用開始日以降お子さまの状況により、送迎時間の調整が必要な場合があります。
- 利用できる施設が決定した後、やむを得ず利用を辞退する場合は、決定した利用開始日の前月末までに「保育の利用辞退届」と「支給認定事由消滅届（転園申請の取下には不要）」をご提出ください。利用開始日を過ぎると利用者負担額等の納付が必要となります。
- 辞退後、再度申請された場合は減点対象となり、選考時の優先度が低くなります。

③ 転入予定で申請する場合

- 申請時に5ページの書類が揃っていない場合は受付できません。（郵送の場合本人確認書類は不要）
- 転入に伴い退職等する場合は、利用希望開始日時点の状況に沿った証明書類を添付してください。
- 転入前の市町村で認定を受けていた場合は、認定期間が重ならないようご注意ください。
- 利用枠が確保された場合は、利用開始日までに必ず住民票を異動し、必要な手続きをお願いします。
- 住民票の異動が利用開始日以降となった場合は、利用枠取消となります。
- 以前の市町村で保育施設を利用されている場合でも、「転園申請」ではなく「新規申請」となります。

④ 障がい児の保育について（加配保育士の配置）

- 集団保育が可能で、保護者等の送迎により保育施設に通所することができる児童が対象です。
- 加配保育士とは、障がいがあり円滑な保育施設の利用が図れない3～5歳児（身体的障がいのある0～2歳児を含む）について、「障害児保育検討会議」で必要と認められた児童に対して配置するものです。
- 保育施設側の受入体制などから安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所枠を確保した状態で入所日を延期することがありますので、予めご了承ください。
- 入所申請の際には、児童の健康状況を詳細・正確に申告してください。
- 加配を希望せず申込された場合で、加配保育士なしでは安全に保育できないと判断した場合、入所決定の取消となることがあります。
- 保育施設で療育は行っていません。

⑤ 医療的ケアの実施について

- 木津川市の一部の園では、保育の中で、医師の指示・指導のもと、看護師等が日常生活に必要な医療的ケアを実施しています。
- お子さまに保育を必要とする事由があり、医療的ケアが必要な場合は、申請前にこども宝課にご相談ください。
- お子さまの健康状況や保育施設側の受入体制などから安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所枠を確保した状態で入所日を延期することがありますので、予めご了承ください。

⑥ その他

- 広域利用の新規委託・受託は原則行っておりません。



11. 利用開始後の手続き

利用開始後も施設を継続して利用していただくために、各種必要な手続きがあります。

① 通知書の保管

- 市から交付された「支給認定証」「利用調整結果通知書」「保育（利用）料決定通知書」等の通知書は、施設から提示を求められる場合もあるので、大切に保管してください。紛失した場合は、再交付の申請が必要になります。

② 変更の手続き

- 申請時と認定事由等が変更になる場合や、保育料に係る変更が生じる場合は、速やかに変更申請を行ってください。

※申請には、「変更申請書」の提出、変更に係る証明書類等の添付、支給認定証の返還が必要となります。

保育を必要とする事由が変わる場合（例：出産、離職、転職、就学、起業など）

保育の必要量が変化する場合（例：事由の変更、就労時間の変更など）

住所の変更及び世帯状況が変わる場合（例：転居、再婚、離婚など）

※変更申請は、原則、認定事由等の変更がわかってから認定事由等が変更になる前までにご提出ください。

③ 給付認定に係る注意事項

- 認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定が消滅し、退所となります。
- 認定事由に該当しなくなったことを届出せず、保育を利用した場合、市が負担した給付費等の返還を求める場合があります。
- 認定の有効期間終了日までに変更申請書及び保育の事由を証明する書類等の提出がない場合は、月途中であっても退所となりますので、ご注意ください。
- 特別な理由なく1か月以上利用がない場合は、認定の取消しとなります。
- 保育の必要性の事由については、必要に応じ実態調査や必要書類の提出を求められることがあります。
- 延長・早朝利用及び保育の時間については、お子さまの成長の具合や園生活、ミルクの摂取、食事状況等により実際の認定（短時間・標準時間認定）と異なる時間での送り迎えにご協力をお願いすることもあります。

④ 給付認定現況届

- 毎年1回、保育の必要性の事由の確認を行うため「現況届」の提出を求めます。



⑤ 転園を希望する（木津川市認可保育施設に在園中で、他の木津川市認可保育施設の利用を希望する）

- 利用中の施設から転園を希望する場合は、新規利用申請を行ってください。
- 育児休業を取得しており、利用希望開始日が属する月中に復帰できない場合は原則申請できません。
- 転園を希望できる施設は1か所のみです。
- 申請後は、年度末までの給付認定有効期間内において毎月随時調整を行います。転園調整を希望しなくなった場合は、速やかに「保育の利用辞退届」をご提出ください。
- 調整の結果、転園できることとなった場合、決定を辞退しても利用中の施設へ戻ることはできません。
- 在園中の施設の利用を中止（退園）し、認定を消滅した場合、転園の申請も取下げとなります。

⑥ 保育の中止

- 家庭で保育を行う場合や転出等のために、保育施設等の利用を中止する場合は、退所日までに「保育の利用中止届」「支給認定事由消滅届」をご提出ください。





支給認定事由消滅届

書類配布/提出場所：こども宝課または各園(入園後のみ)

すでに支給認定を受けている場合に、
認定を消滅させるために必要な書類です。

利用辞退届または利用中止届とあわせてご提出ください。

ただし転園申請を取り下げる場合は、在園中の園を通い続けるために認定が必要ですので、支給認定事由消滅届は提出せず、
利用辞退届のみご提出ください。

→必ずご確認ください：9ページ①・10ページ②・11ページ⑥

年 月 日

子どものための教育・保育給付支給認定事由消滅届

木津川市長 様

次の理由により支給認定事由が消滅したため、支給認定証を添えて届け出ます。

[消滅理由] 当該事由の理由を○で囲んでください。

1. 支給認定事由に該当しなくなった。
具体的な状況 ()

2. 木津川市以外の市区町村に転出した。
)

3. その他 ()

申請者の住所	住所	木津川市			
	電話番号	〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇			
申請者の氏名	氏名	姓	名	生年月日	年 月 日
	性別	男・女	年齢	〇歳	
申請者の保育施設	氏名	生年月日	年齢	性別	希望している、又は第一希望の施設名
	氏名	年 月 日	男・女		

※紛失の場合を除き、交付した支給認定証を添付してください。

保育の利用辞退届

書類配布/提出場所：こども宝課

保育施設入園の利用調整を取り下げるための書類です。

新規または転園申請中・待機中で利用調整を辞退する場合や、
利用決定後やむを得ず利用を辞退する場合（この場合、次回以降の申請時に減点対象となります）にご提出ください。

決定通知がまだ届いていない段階でも、受付期間終了日の翌日から調整が行われ、入園が決定する場合があります。
辞退される場合は早急にお越しください。

→必ずご確認ください：3~4ページ・9ページ①・10ページ②・11ページ⑤

別記様式第3号(第2条関係)

保育の利用辞退届

木津川市長 宛て

_____ ため

下記の児童の保育施設・事業利用を辞退いたします。

記

希望・決定
保育施設・
事業利用名

児童氏名

生年月日 年 月 日

年 月 日

住所 木津川市

保護者 氏名

【注意事項】
 次回以降の認定・利用申請時の利用調整において、減点の対象となることを了承します。(利用調整前の申請の取下げを除く。)

保育の利用中止届

書類配布/提出場所：こども宝課または各園(入園後のみ)

保育施設の利用を中止するための書類です。

入園日以降に退園する場合は支給認定事由消滅届とあわせてご提出ください。

→必ずご確認ください：11ページ⑥・13ページ①

消滅届・辞退届・中止届の様式は
変更する場合があります



別記様式第4号(第4条関係)

保育の利用中止届

年 月 日

木津川市長 様

保護者 住所 木津川市

氏名

保育施設・事業利用を中止したいので、次のとおり届け出いたします。

保育施設・事業利用を中止する児童の氏名及び生年月日	年 月 日
利用中の保育施設・事業の名称	
保育施設・事業利用を中止する年月日	年 月 日
保育施設・事業利用を中止する理由	

13. 利用者負担額

利用者負担額は、原則として児童の属する世帯の父母の市町村民所得割課税額等により算定します。利用する施設が決定した場合は、4月中旬ごろに前期分（4月～8月）、9月中旬ごろに後期分（9月～3月）の「保育（利用）料決定通知書」を送付します。※途中入所の場合は随時送付します。また、施設によって利用者負担額のほか制服代等の実費負担が生じる場合があります。（17～18 ページ参照）

※幼児教育・保育の無償化については、次ページを参照ください。

① 利用者負担額の算定

- 利用者負担額の基準については、利用者負担徴収基準額表（14 ページ）をご参照ください。
- 毎年度、4月～8月は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税額に基づき、利用者負担額を算定します。（例：令和6年4月～令和6年8月の利用者負担額は令和5年度市町村民税額を、令和6年9月～令和7年3月の利用者負担額は令和6年度市町村民税額をもとに算定）
- 祖父母等が家計の主宰者である場合は、主宰者の市町村民税額も加えて算定します。
- 利用者負担額の決定に用いる市町村民税とは、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）の適用を受ける前の税額です。
- 転出入等により月途中で施設の利用を開始又は中止する場合、利用者負担額は日割り計算を行います。（月途中での利用中止の場合、保育の利用中止届をもとに計算します。）

② 利用者負担額の変更

- 修正申告等により税額の変更が生じた場合や、世帯状況に変更があった場合は、利用者負担額が変更となる場合がありますので、必ず「変更申請書」をご提出ください。なお、利用者負担額は原則変更申請のあった月の翌月分から変更します。また、申請前に修正申告等により税額の変更が生じた場合であっても必ずその旨を申請時にご相談ください。

③ 利用者負担額の納付・滞納（公立保育施設のみ）

- 利用の有無にかかわらず、在籍している限り利用者負担額は毎月納入していただきます。
- 利用者負担額の口座振替は各月月末です。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
- 利用者負担額のお支払方法は口座振替です。園から「口座振替登録依頼書」を配布しますので、必ず保護者名義の口座で登録をお願いいたします。登録が完了するまでの間は、納付書によるお支払となります。

<保育料口座振替取扱金融機関>

・南都銀行 ・京都銀行 ・関西みらい銀行 ・京都やましろ農業協同組合 ・京都中央信用金庫 ・奈良信用金庫
・三井住友銀行 ・三菱UFJ銀行 ・りそな銀行 ・みずほ銀行 ・近畿労働金庫 ・ゆうちょ銀行

- 利用者負担額を滞納したときは、児童福祉法第五十六条の規定により、地方税の滞納処分の例により滞納処分を実施します。また、滞納している場合、その後の転園やきょうだいの利用調整の際、減点となります。
- 私立保育施設を利用する場合の支払い期日やお支払方法は、直接園へお問合せください。

④ 利用者負担額の負担軽減

- ひとり親世帯や在宅障がい者（児）がいる世帯、多子世帯などで一定の要件を満たす場合に利用者負担額の負担軽減制度があります。負担軽減を受けるためには申請が必要となる場合があります。保育（利用）料決定通知書に案内（16 ページ参考）を同封しますので、対象の方は、手続きをお願いします。

14. 利用者負担徴収基準額表

■ 保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育の利用者負担額（2・3号）

（単位：円）

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額				
		上段：保育標準時間認定		下段：保育短時間認定		
階層区分	定 義	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳児以上	
1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	無償	無償	無償		
2	1 階層を除き、当該年度分市町村民税非課税世帯					
3	1 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	24,300 円未満	10,000			10,000
			9,800			9,800
4		24,300 円以上 48,600 円未満	11,500			11,500
			11,300			11,300
5		48,600 円以上 72,800 円未満	18,900			18,300
			18,500			17,900
6		72,800 円以上 97,000 円未満	21,900			21,300
			21,500			20,900
7		97,000 円以上 133,000 円未満	30,200			29,300
			29,600			28,800
8		133,000 円以上 169,000 円未満	36,900			36,000
			36,200	35,300		
9		169,000 円以上 235,000 円未満	44,500	43,300		
	43,700		42,500			
10	235,000 円以上 301,000 円未満	48,800	47,500			
		47,900	46,600			
11	301,000 円以上 349,000 円未満	56,000	54,400			
		55,000	53,400			
12	349,000 円以上 397,000 円未満	64,400	62,400			
		63,300	61,300			
13	397,000 円以上	72,800	70,600			
		71,500	69,300			

※13 ページ・15～16 ページとあわせてご確認ください。

※認定こども園（幼稚園部分）の利用者負担額（1号）は、全て無償となります。（満3歳児から無償化の対象）

〈幼児教育・保育の無償化について〉

- 全ての3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児の市町村民税非課税世帯は、利用者負担額が無償となります。無償化のための新たな手続きは必要ありません。
- ただし、副食費（おかず、おやつ代）は実費負担となります。（17ページ参照）
- なお、その他通園送迎費、行事費などは保護者負担となります。

上記利用者負担額以外に、実費負担（制服代、用品代等、又は延長利用・預かり保育利用料）があります。詳細は、各園に直接お問い合わせください。（17～18ページ参照）



15. 市町村民税所得割額の確認方法

【市町村民税課税証明書等（所得・控除額が分かるもの）】

市民税・府民税課税明細書				納税義務者氏名		通知書番号			
所得金額の内訳				所得控除の内訳		課税標準額		課税標準額に対する所得割額	
項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	市民税(円)	府民税(円)
収入金額		雑収入金額		雑収入金額		総所得金額			
所得金額		分譲短期譲渡所得		医療費		短期所得金額			
公的年金収入金額		分譲長期譲渡所得		社会保険料		長期所得金額			
公的年金所得金額		土地等		小規模企業共済等		山林所得金額			
その他雑所得		株式等譲渡所得		生命保険料		その他所得			
営業所得		分譲配当所得		地震保険料		合計算出前所得割額(A)			
農業所得		先物取引所得		障害・寡・勤		調整控除(B)			
不動産所得		山林所得		配偶者控除		配当控除(B)			
配当所得		その他の所得		扶養		住宅借入金等特別控除(B)			
利子所得		前年繰越損失		基礎		寄附金税額控除(B)			
総合課税一時所得				基礎		外国税額控除・調整額(B)			
						配当調整・株式等譲渡所得特別控除(B)			
						所得割額(A-Bの計)			
総所得金額等		合計所得金額		所得控除合計額		所得割額			
						均等割額			
						年税額(A-Bの計+C)			
						給与特別徴収税額			
						年金特別徴収税額			
						普通徴収税額			
						所得割額の控除できなかった配当調整・株式等譲渡所得特別控除額			
						還付額			

【市町村民税決定通知書】

※この通知書は給与所得に対する課税額を記載したものです。給与所得以外にも所得のある方、また記載内容に変更があった方は、この通知書のみでは判断できない可能性があります。

令和〇年度市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																						
所得	給与所得	所得区分	総所得金額①	課税標準	山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	所得控除合計②	所得割額③	均等割額④	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	既充当額⑦	既納付額⑧	調整前額⑨-⑧-⑩	変更前税額⑪	増減額⑫-⑬	変更月	月
所得	雑収入	所得区分	総所得金額①	課税標準	山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	所得控除合計②	所得割額③	均等割額④	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	既充当額⑦	既納付額⑧	調整前額⑨-⑧-⑩	変更前税額⑪	増減額⑫-⑬	変更月	月
所得	雑収入	所得区分	総所得金額①	課税標準	山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	所得控除合計②	所得割額③	均等割額④	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	既充当額⑦	既納付額⑧	調整前額⑨-⑧-⑩	変更前税額⑪	増減額⑫-⑬	変更月	月

- 税額控除の適用を受ける前の市町村民税所得割額をもとに利用者負担額を決定します。
控除適用前の所得割額を確認するには、「市民税の所得割額(ア)」と「摘要欄等(イ)」に記載されている控除額のうち市町村民税分の控除として記載されている額を合算します。
- 父母の市町村民税所得割額を合算した金額が、14ページの利用者負担徴収基準額表のうち、どの階層区分に当てはまるかによって、利用者負担額が決定されます。(祖父母等が家計の主宰者である場合は、主宰者の市町村民税額も加えて算定します。)
- 「配偶者控除の欄(ウ)」に*の記載(配偶者控除有の記載)があれば、配偶者の分の合算は不要です。ただし、配偶者の方も課税されていれば、配偶者のアおよびイも合算します。

【注意事項】

- ※市民税所得割額については、政令指定市などで課税の算出方法が異なる場合があります。
- ※市区町村によっては、イにすべての控除が記載されていない場合があります。
- ※税額の変更や、世帯状況の変更等がありましたら、すみやかに申し出てください。
- ※月途中の退園、入園等の場合は日割り計算を行います。



【利用者負担額の負担軽減制度】

利用者負担徴収基準額において、減免基準を設けております。必要な添付書類と合わせて申請をしてください。減免の要件を満たしていると判断される場合は保育料（利用料）・副食費の減免を受けることができます。

◎書類配布/提出場所：こども宝課〈市役所 1階 3番窓口〉 および 各保育施設（利用決定後に提出する場合）

※書類は市のホームページよりダウンロードができます。

※保育料（利用料）・副食費の決定通知にこの制度の案内を同封します。案内に記載の期日以降に提出される場合は原則提出日の翌月からの適用となります。

◆保育料（利用料）減免〈0歳児～2歳児が対象〉

対象世帯	階層	詳細	提出書類	保育料
生活保護 受給世帯等	1階層	—	—	無料
障がい児 のいる世帯 （ひとり親世帯・在宅 障がい児のいる世帯）	1子	3階層・4階層	『保育料等 減免申請書』 および 左記添付 書類の写し	半額
	2子 以降	5階層・6階層の一部 所得割 77,101円未満		9,000円
		3階層～6階層の一部 所得割 77,101円未満		無料
多子世帯	2子	3階層～5階層の一部 所得割 57,700円未満	※1	半額
		5階層の一部～13階層 所得割 57,700円以上	※2	半額
	3子 以降	2階層～5階層の一部 所得割 57,700円未満	『保育料等多子軽減 適用申請書 （第3子以降無料）』 第1子、第2子の子どもが 市内認可保育施設及び 公立幼稚園を利用する 児童である場合※3は、 本申請書提出は不要です。	無料
		5階層の一部～13階層 所得割 57,700円以上		無料

※1：別世帯の児童がいる場合は、『保育料等多子軽減適用申請書（2子半額）』をご提出ください。いない場合は申請書の提出は不要です。

※2：多子世帯対象者のうち、市内保育園やこども園および公立幼稚園を利用する児童は、市で確認できるため申請書の提出は不要です。

ただし、私立幼稚園等に通園している場合は、『保育料等多子軽減適用申請書（施設・事業利用）』をご提出ください。

注意：多子世帯対象者で別世帯の児童がいる場合は、その児童の住民票と健康保険証の写し等の提出が必要です。

★生計を一にする子ども（負担額算定基準者）

- ①支給認定保護者に監護される者（未成年）
- ②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）
- ③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。）

☆施設

保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、地域型保育給付の対象事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、児童発達支援及び医療型児童発達支援、企業主導型保育事業

◆副食費減免〈3歳児～5歳児が対象〉：免除の上限は月4,700円です。

副食費免除対象一覧			提出書類	副食費
対象世帯				
市町村民税の所得割の額 57,700円未満の世帯			不要	
ひとり親世帯または 在宅障がい児（者）がいる世帯 かつ 市町村民税の所得割の額 77,101円未満	ひとり親世帯：児童扶養手当証、児童扶養手当認定通知書、福祉医療費受給者証 在宅障がい児（者）のいる世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証、国民年金の障害基礎年金等の証書		『副食費算定用の 資料提供について』 および 左記添付書類の写し	無償
多子世帯（3子以降） 満18歳未満の子どもが 3人以上いる世帯の 3子以降の子ども	※3 公立A幼稚園 利用 認定こども園B 利用 認定こども園B 利用 第1子 第2子 第3子（無料）		『第3子以降副食費 減免適用申請書』 ※第1子・第2子の子どもが市内認可保育施設及び公立幼稚園を利用する児童である場合※3は、本申請書提出は不要です。 ※別世帯の児童がいる場合は、その児童の住民票と健康保険証の写し等の提出が必要です。	

17. 実費負担について①

- 主な実費負担分のみ記載していますので全てではありません。必要な物や延長保育・預かり保育利用料金、取扱い等は変わる

	給食費/月	衣類等	教材費	行事代	その他
	主食費・副食費/月				
公立保育所 公立こども園	1号: 主食費※ごはんパン持参 副食費 3,500 円 2号: 主食費※ごはんパン持参 副食費 4,500 円	体操服 カラー帽子 他	用品 絵本 (月) 他	遠足 記念写真 他	災害共済給付掛金 保護者会費 (月) 他
愛光 こども園	1号: 6,800 円 2号: 主食費 1,800 円 副食費 5,300 円	体操服 カラー帽子 通園リュック (0~2 歳児)紙おむつの 定額サービス 他	用品 絵本 他	保護者会費・卒園諸費に 含まれています。	災害共済給付掛金 卒園諸費 (5 歳児) 保護者会費 (月) ※副食費については、年 2 回見直しを行います。 他
愛光兜台 こども園	1号: 6,800 円 2号: 主食費 1,800 円 副食費 5,300 円	体操服 カラー帽子 スモック (0~2 歳児)紙おむつの 定額サービス 他	用品 絵本 他	交通費・入園料等 必要に応じて 別途徴収します。	災害共済給付掛金 ※副食費については、年 2 回見直しを行います。 他
愛光みのり こども園	1号: 6,800 円 2号: 主食費 1,800 円 副食費 5,300 円	体操服 カラー帽子 通園リュック (0~2 歳児)紙おむつの 定額サービス 他	用品 絵本 他	交通費・入園料等 必要に応じて 別途徴収します。	災害共済給付掛金 ※副食費については、年 2 回見直しを行います。 他
梅美台 こども園	1号: 5,100 円 2号: 主食費 600 円 副食費 4,500 円	体操服 カラー帽子 通園リュック 他	用品 絵本 (月) 他	遠足・課外スクール等必要 に応じて別途徴収しま す。	災害共済給付掛金 他
州見台 さくら	1号: 7,100 円 2号: 主食費 1,800 円 副食費 5,300 円	体操服 (3 歳から) カラー帽子 園児服 (3 歳から) 靴 他	用品 絵本 (月) アルバム 他	交通費・入園料等 必要に応じて 別途徴収します。	災害共済給付掛金 他
木津 さくらの森	◎1・2号共通 3-5 歳: 主食費 1,800 円 副食費 5,300 円	体操服 (3 歳から) カラー帽子 園児服 (4 歳から) 靴 他	用品 絵本 (月) アルバム 他	交通費・入園料等 必要に応じて 別途徴収します。	災害共済給付掛金 他
なごみ こども園	◎1・2号共通 3 歳: 主食費 1,750 円 副食費 4,600 円 4.5 歳: 主食費 1,950 円 副食費 4,600 円	体操服 制服 (夏・冬) 衛生品 他	用品 絵本 (月) 他	行事代 遠足代 他	災害共済給付掛金 他
藍咲学園	◎1・2号共通 3-5 歳: 主食費 3,000 円 副食費 4,500 円	体操服 カラー帽子 制服・靴帽子 スモック 他	用品 絵本 (月) 他	行事代 (月) 遠足代 他	災害共済給付掛金 講師代 (幼児) 他
木津川台	3 歳: 主食費 1,750 円 副食費 4,600 円 4.5 歳: 主食費 1,950 円 副食費 4,600 円	体操服 カラー帽子 衛生品 他	用品 絵本 (月) 他	行事代 遠足代 他	災害共済給付掛金 他
キティルーム	—	体操服 シューズ カラーキャップ 他	用品、防災座布団 お昼寝布団用 シート お誕生日写真	交通費 他	災害共済給付掛金 他
かもめ保育園	—	カラー帽子 他	用品、絵本(月) 他	行事代、遠足代 他	災害共済給付掛金 他
なぎさ保育園	—	カラー帽子 他	—	—	災害共済給付掛金 他
おうち保育室 sora	—	カラー帽子 他	—	—	災害共済給付掛金 他
おうち保育室 にじ	—	カラー帽子 他	—	—	災害共済給付掛金 他
みのりるーむ たんぼほ	—	カラー帽子 (0~2 歳児)紙おむつの 定額サービス 他	用品、絵本(月) 他	—	災害共済給付掛金 他
みのりるーむ ひまわり	—	カラー帽子 (0~2 歳児)紙おむつの 定額サービス 他	用品、絵本(月) 他	—	災害共済給付掛金 他

用品...文房具・連絡帳・ピアノカ等 (年齢ごとに必要なものが異なります)

※ 給食費・副食費・主食費は物価高騰など情勢により金額が変更する場合があります。

18. 実費負担について②

ことがありますので参考までにご覧ください。また、年齢によっても必要な物は異なります。詳細は各園にお問い合わせください。

	延長保育利用料 ※2・3号		預かり利用料 ※1号	備考
	短時間	標準時間		
公立	— 16:30～19:00 (土曜～17:00) 200円 / 30分 月額 —	— 18:30～19:00 (土曜延長なし) 200円 / 30分 月額 3,000円 / 月	13:00～16:30 500円/日	—
愛光	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 (土曜～18:00) 200円 / 30分	— 18:00～19:00 (土曜延長なし) 200円 / 30分	8:30～9:00・13:00～16:30 450円/日 7:00～8:30・16:30～19:00 200円/30分	延長利用及び土曜保育 には、就労証明書類等の 提出が必要です。また、 早朝・延長利用は7か月 からとなります。
愛光兜台	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 (土曜～18:00) 200円 / 30分	— 18:00～19:00 (土曜延長なし) 200円 / 30分		
愛光みのり	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 (土曜～18:00) 200円 / 30分	— 18:00～19:00 200円 / 30分 (土曜延長なし)		
梅美台	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 (土曜～18:00) 200円 / 30分	— 18:00～19:00 (土曜延長なし) 200円 / 30分	7:00～9:00・13:00～16:30 200円/日 又は 3,000円/月 16:30～18:00 100円/30分 18:00～19:00 200円/30分	延長利用及び土曜保育 利用には、就労証明書類 等の提出が必要です。
州見台 さくら	7:30～9:00 200円 / 30分 17:00～18:30 200円 / 30分 18:30～19:30 300円 / 1時間 (土曜～18:30)	— 18:30～19:30 (土曜延長なし) 300円 / 1時間	13:00～17:00 450円/日 8:00～9:00・17:00～18:00 200円/30分	延長利用及び土曜保育 には、就労証明書類等の 提出が必要です。
木津 さくらの森	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 (土曜～18:00) 200円 / 30分	— 18:00～18:30 100円 / 30分 18:30～19:00 200円 / 30分 (土曜延長なし)	8:30～9:00・13:00～16:30 450円/日 8:00～8:30・16:30～18:00 200円/30分	延長利用及び土曜保育 には、就労証明書類等の 提出が必要です。
なごみ	7:30～8:30 100円 / 30分 16:30～19:30 (土曜～18:30) 200円 / 30分	— 18:30～19:30 (土曜延長なし) 200円 / 30分	12:30～16:30 3,000円/月 15日を超えて利用した場合 200円/日 16:30以降は左記と同額	延長利用及び土曜保育 には、申込書・就労証 明書類等の提出が必要 です。また早朝・延長 利用は7か月からとな ります。
藍咲学園	7:00～8:30 200円 / 30分 16:30～19:30 200円 / 30分 月額 9,000～21,000 円	7:00～7:30 200円 / 30分 18:30～19:30 200円 / 30分 月額 3,000～7,000 円	7:00～8:30 200円/30分 13:00～16:30 200円/日 16:30～18:00 200円/30分	延長利用及び土曜保育 には、申込書・就労証 明書類等の提出が必要 です。
木津川台	7:15～8:30 200円 / 30分 16:30～19:15 (土曜～17:30) 200円 / 30分 月額 —	— 18:15～19:15 (土曜延長なし) 200円 / 30分 月額 3,000円 / 月	12:30～16:30 3,000円/月 15日を超えて利用した場合 200円/日 16:30以降は左記と同額	延長利用及び土曜保育 には、就労証明書類等の 提出や申込が必要です。
キー ルーム	7:30～8:30 200円 / 30分 16:30～18:30 200円 / 30分	—	—	延長利用及び土曜保育 利用には、就労証明書 類等が必要です。
かもめ 保育園	7:30～8:30 200円 / 30分 16:30～19:00 200円 / 30分	7:00～7:30 200円 / 30分 18:30～19:00 200円 / 30分	—	延長利用及び土曜保育 利用には、就労証明書 類等が必要です。
なぎさ 保育園	月額 9,000円～ 15,000円	月額 3,000円		
sora	—	保育短時間認定のみ	—	—
にじ	—	保育短時間認定のみ	—	—
たんぽぽ	—	保育短時間認定のみ	—	—
ひまわり	—	保育短時間認定のみ	—	—

19. 申請書類等の記入上の注意点①（申請書 1 ページ目）

(別記様式)

受付

市記入欄です。何も記入しないでください。

市記入欄 (No.)	
施設名	
年齢	0・1・2・3・4・5
認定者番号	

施設型給付費・地域型保育給付費に係る
教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書

個人番号(マイナンバー)の記入は、海外在住、出生前の申請(一斉申込みのみ)など、個人番号がまだ発行されていない場合を除き、原則必要です。なお、上記の方も個人番号が発行されたのちに申請が必要です。変更申請書の「その他」欄に記入のうえ提出ください。

令和6年4月1日時点の年齢(クラス年齢)

利用開始日時点での勤務先、学校、保育施設名等をご記入ください。また、単身赴任等の保護者がいる場合はその旨記入して下さい。通勤時間については、自宅から勤務先までの時間で、保育施設への送迎時間は含まず記入してください。(記載がない場合や実情に即さないと思われる場合は市で調べたうえで調整を行います。)

保護者①の保護者は、申請に係る子どもと同じ世帯の保護者としてください。単身赴任等で別の住所に住民票のある保護者は保護者②としてください。

単身赴任や離婚調定中などにより世帯・居住地が異なる場合でも保護者②の記入が必要です。右端の欄にその旨を必ずご記入ください。

世帯員および同居親族(別世帯含む)の氏名・マイナンバー・続柄・年齢・生年月日・勤務先等を記入してください。※同居親族含む

申請する認定区分に☑し、2・3号の場合は、利用時間の希望にも☑してください。求職活動で申請の場合は、必ず短時間です。

新規または転園、併願いずれかに☑してください。転園・併願の場合は現在利用中または併願している施設・事業名をご記入ください。

保育が必要と見込まれる期間(原則1日から)および利用を希望する時間(送迎時間:原則勤務時間+通勤時間)をご記入ください。

申請に係る子ども	区分	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校や保育所等の施設名称または単身赴任先
本人		(ふりがな)		歳	年 月 日	
保護者①(支給認定者)(納付義務者)		(ふりがな)	□父 □母	歳	S・H 年 月 日	(通勤時間) 時間 分
保護者②		(ふりがな)	□父 □母	歳	S・H 年 月 日	(通勤時間) 時間 分
その他の世帯員		(ふりがな)		歳	年 月 日	
		(ふりがな)		歳	年 月 日	
		(ふりがな)		歳	年 月 日	
		(ふりがな)		歳	年 月 日	

住所: 木津川市

電話番号: □ 父携帯 □ 母携帯 □ 自宅 □ その他

世帯の状況: □ 生活保護受給世帯 □ ひとり親世帯 □ 在宅障がい者(児)世帯

認定区分: □ 1号 満3歳以上就学前で、教育を希望 ※裏面の記入は不要です。
□ 2号 満3歳以上就学前で、保育を希望 利用時間の希望 □ 保育短時間利用(8時間まで)
□ 3号 満3歳未満で、保育を希望 □ 保育標準時間利用(11時間まで)

申込区分: □ 新規利用 □ 他の施設・事業(幼稚園等)と併願している。併願している施設・事業()
□ 利用変更(転園等)
□ 利用中の施設・事業()

利用(希望)期間: R 年 月 1 日 から □ 小学校就学前 □ R 年 月 日 まで

利用(希望)時間: 時 分 ~ 時 分

20. 申請書類等の記入上の注意点② (申請書 2 ページ目)

希望する圏に空きがない場合でも、希望順に記入してください。
 ご記入いただいた施設でのみ第1希望から順に調整を行いますので、
利用可能な保育施設は必ずすべてご記入ください。
 転園の場合、希望できる圏は1圏のみです。

利用希望施設		第2希望			
第3希望		第4希望			
第5希望以降					
現在の 子どもの 保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で 保育している	保育している方 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()			
		事業種別	施設名	所在地	利用開始時期
	<input type="checkbox"/> 保育施設・ 事業を利用 している	<input type="checkbox"/> 保育所			H・R 年 月 日~
		<input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育利用)			H・R 年 月 日~
		<input type="checkbox"/> 小規模保育事業			H・R 年 月 日~
		<input type="checkbox"/> 一時預かり事業			H・R 年 月 日~
		<input type="checkbox"/> 預かり保育事業			H・R 年 月 日~
<input type="checkbox"/> その他			H・R 年 月 日~		
ご家庭の生計 中心者について		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他			
祖 父 母 の 状 況	続柄	保育が必要な事由		氏名	
		父方	祖父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 遠方 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	母方	祖母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	祖父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> その他()			
祖母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> その他()				
きょうだいで 同時に利用を 申込みする場合 の意向		<input type="checkbox"/> 同時期に同じ施設・事業を利用できる場合のみ利用を希望する。 <input type="checkbox"/> 同時期に利用できる場合は別々の施設・事業でも利用を希望する。 <input type="checkbox"/> どちらか一方でも利用を希望する。 ただし、【子ども氏名: ()】のみ利用できる			
利用 でき ない	保育の予定	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(教育枠) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設(施設名: ()) <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ())が保育 <input type="checkbox"/> 育児休業の延長 <input type="checkbox"/> 現在の園を継続利用 <input type="checkbox"/> その他()			
住民票の有無		※無の場合は、住民票のある(あった)市町村名を()に記入 父 令和5年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無() 令和6年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無() 母 令和5年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無() 令和6年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無()			
申請する子どもの 健康状況について		申請に係る子どもについて、健診時の指摘事項、その他発達上の心配事や定期的な通院等は ありますか。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()			
加配保育士の 希望の有無		申請に係る子どもに加配保育士の配置を希望しますか。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有※ ※ <input type="checkbox"/> 専門機関の診断書等の資料 <input type="checkbox"/> 児童調査票 <input type="checkbox"/> 同意書 を添付			
過去の保育料の 未納の有無		申請に係る子ども及びそのきょうだい児で過去に保育料の未納がありますか。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有※【子ども氏名: ()】 ※ 過去に保育料の未納がある場合、納付方法をご相談ください。			

申請時点の保育の状況についてご記入ください。
 施設・事業を利用している場合は、施設名、所在地、開始日までご記入ください。

申請に係る子どもの祖父母の状況についてご記入ください。

きょうだい同時申請の場合の意向を確認します。なお、**いずれを選択された場合でも、きょうだいが同じ施設を利用できることを優先して調整します。**
 ご不明な点がある場合は、**申請前**にご相談ください。

利用できない(待機の)場合の
 保育の予定についてしてください。

健康状況等を正確・詳細に
 ご記入ください。

保育に配慮を要するなど**加配保育士の配置**が必要な
 場合や**医療的ケアの実施**が必要な場合は、
申請前にご相談ください。

過去の保育料に未納がある場合は、
 納付相談後に申請を受け付けます
 ので、必ずご相談ください。

21. 申請書類等の記入上の注意点③ (申請書 3 ページ目)

<p>有に<input checked="" type="checkbox"/>され、利用(希望)開始日時時点で分娩予定日の2か月前の1日以降で、母の保育事由が妊娠・出産以外の場合は申請前にご相談ください。</p>																																				
<p>出産の予定</p> <p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (分娩予定日: R 年 月 日)</p> <p>※1 利用開始日時時点で、産前産後休暇期間に入っている場合、保育施設を利用できる期間は、分娩(予定)日から57日目が属する月の末日までとなります。</p>																																				
<p>申請時点で木津川市に住民票がないが、利用開始日までに転入予定の場合</p> <p>転入前の住所地 (転入予定日: R 年 月 日)</p> <p>【<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転入転出 <input type="checkbox"/> 転入転出なし <input type="checkbox"/> 転入転出なし</p> <p>※1 転入予定日以前に結果等を発送する場合、上記の住所を記載してください。 ※2 転入前に申請し、利用枠を確保した場合であっても、利用開始日までに木津川市へ住民票が異動できないときは、確保していた利用枠を取消します。</p>	<p>1 ページ目の住所欄には転入後の住所、3 ページ目のこの欄には転入前の住所をご記入ください。</p>																																			
<p>みなし認定に関する確認事項</p> <p>(該当なしの場合はチェック不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 待機となった場合でも、保育を必要とする理由がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設(企業主導型保育園を除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 幼稚園等の預かり保育事業</p> <p>※1 みなし認定とは、保育の利用が待機となった際に、条件に該当する場合に施設等利用給付認定(上記事業の利用料を一部無償化するもの)を受けるための申請を提出したとみなして認定を行うものです。 ※2 待機となったのちに上記にチェックがある方について、条件に該当するか市での審査を行います。みなし認定によりこの認定をうけることとなった場合、『施設等利用給付認定通知書』をお送りしますのでご確認ください。</p>	<p>施設等利用給付認定の条件とは以下を指します。 0~2 歳児: 非課税世帯であり父母に保育の事由がある場合 3~5 歳児: 父母に保育の事由がある場合</p>																																			
<p>育児休業の延長希望に伴う減点对応の意向</p> <p><input type="checkbox"/> 下記の※1~3について確認・同意のうえ、育児休業の延長を希望するため減点を望みます。</p> <p>※1 減点对応が不要の場合は絶対にチェックしないでください。 ※2 この確認事項は「減点するのみ」であり、保育施設が決定しないことを保証するものではありません。調整を行い、希望園に対する申請状況によっては入園が決定する場合があります。 ※3 この意向を変更する場合は変更申請書の提出が必要です。</p>																																				
<p align="center">添付書類確認欄</p> <p>①②の書類は全員必ず必要です。書類が揃っていない場合は受付できません。(※郵送の場合)</p> <p>③の書類は、申請日時木津川市に住民票がない方は必ず必要です。書類が揃っていない場合は、対象者のみ必要な書類です。書類が揃っていない場合も受付可能ですが、後日追加の書類提出が必要となります。</p> <p>④⑤⑥⑦の書類は、対象者のみ必要な書類です。</p> <p>① 父母の保育の必要性の事由を証明・申し立てる書類</p> <table border="0"> <tr> <td>父</td> <td><input type="checkbox"/> 就労証明書</td> <td>母</td> <td><input type="checkbox"/> 就労証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類</td> </tr> </table> <p>② 本人確認書類(申請書を提出する保護者のみ・郵送申請の場合は不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 通知カード※と 運転免許証・健康保険証・(国民)年金手帳等</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された住民票の写しと 運転免許証・健康保険証等 ※通知カードの記載事項が申請時の住所・氏名等と同様の内容の場合のみ有効</p> <p>③ 転入後の住所が記載された書類の写し(申請時に木津川市に住民票がないが、利用開始日までに転入予定で申請する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産売買契約書等</p> <p>④ 市町村民税課税証明書(所得・控除額のわかるもの)または市町村民税決定通知書の写し ※下記年度の1月1日現在、木津川市に住民票がない場合</p> <table border="0"> <tr> <td>父</td> <td><input type="checkbox"/> 令和5年度</td> <td>母</td> <td><input type="checkbox"/> 令和5年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 令和6年度</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 令和6年度</td> </tr> </table> <p>⑤ 世帯状況のわかる書類(該当者のみ)</p> <table border="0"> <tr> <td>◆ひとり親世帯</td> <td>◆在宅障がい児(者)のいる世帯</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し</td> <td><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> </table> <p>⑥ 利用者負担額減免に関する書類(該当者のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 減免申請書 : ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 多子軽減適用申請書(施設・事業利用) : 市外幼稚園等の認可施設を利用しているきょうだいがいる</p> <p><input type="checkbox"/> 多子軽減適用申請書(第3子以降無料) : 生計を一にするきょうだいが3人以上いる場合の第3子以降</p> <p><input type="checkbox"/> 多子軽減適用申請書(第2子半額) : 別世帯のきょうだいがいる場合のみ</p> <p>⑦ 委任状 ※保護者(父母)以外が申請書を提出する場合</p>		父	<input type="checkbox"/> 就労証明書	母	<input type="checkbox"/> 就労証明書		<input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類	父	<input type="checkbox"/> 令和5年度	母	<input type="checkbox"/> 令和5年度		<input type="checkbox"/> 令和6年度		<input type="checkbox"/> 令和6年度	◆ひとり親世帯	◆在宅障がい児(者)のいる世帯	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	<p>育児休業の延長希望に伴って減点对応を望む場合に<input checked="" type="checkbox"/>してください。 <input checked="" type="checkbox"/>された時点で※1~3について確認・同意したものとみなします。</p>
父	<input type="checkbox"/> 就労証明書	母	<input type="checkbox"/> 就労証明書																																	
	<input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 自営業申立書及び必要な添付書類																																	
	<input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書A 及び必要な添付書類																																	
	<input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書B 及び必要な添付書類																																	
	<input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類		<input type="checkbox"/> 申立書C 及び必要な添付書類																																	
父	<input type="checkbox"/> 令和5年度	母	<input type="checkbox"/> 令和5年度																																	
	<input type="checkbox"/> 令和6年度		<input type="checkbox"/> 令和6年度																																	
◆ひとり親世帯	◆在宅障がい児(者)のいる世帯																																			
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳																																			
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()																																			
<p align="center">結果について</p> <p>結果発送予定日は、次のとおりです。 結果の電話での回答は行いません。 ただし、発送予定日の翌々日の時点でも結果が届いていない場合は、こども宝課までお問い合わせください。 待機の場合は、1度目のみ結果を通知しますが、以降は利用可能となった場合のみ結果を通知します。</p> <p>◆ 申請日10月20日から31日(一般枠)および12月13日(特別枠)の申請は、結果発送予定日が11月15日となります。</p> <p>◆ 申請月3月以降・・・申請月の翌月15日発送予定、11月以降は申請月の翌々月15日発送予定です。</p>																																				
<p align="center">注意事項を必ずご確認ください。</p> <p align="center">なお、申請書をホームページからダウンロード・印刷して用意される場合、1~4 枚目すべてそろえてご提出ください。</p>																																				

22. 申請書類等の記入上の注意点④（就労証明書）

他市町村宛のものは原則提出いただけません。

就労証明書

木津川市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—			
担当者名				
記載者連絡先	—			

事業主の方へ必要な項目に漏れがないよう記入を依頼してください。
保護者が記入した場合は証明とはなりません。

証明書類の有効期間は、申請日時時点から3か月以内のものです。

親族が経営しており、法人化されていない事業所の場合は自営業申立書での提出となります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

雇用期間が有期の場合、「14.備考欄（追加的記載項目欄）」に更新予定の有無の記入が必要です。

就労の認定要件は月64時間以上です。64時間未満の場合は受付できませんので、ご注意ください。
※就労時間については、休憩時間も含まれます。

No. 1		項目	記載欄	
2		フリガナ	氏名	
3		雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日	
4		事業所	名称 住所 業種 形態 就業形態 就業時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
5		就労時間 (変則就労の場合)	月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
6		就労実績 (※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む)	年月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月	
7		産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
8		育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9		産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 () 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
10		復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日	
11		育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
12		保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無	
13		備考欄		
14		追加的記載項目欄	No.3の雇用(予定)期間について 有期雇用の場合 満了後の更新の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

当直などがあり、就労時間の記入が難しい場合は「14.備考欄」に具体的に就労状況をご記入ください
月間合計時間は必ずご記入ください。
例：日勤/月16日 7:30~19:00
当直/月4日 23:00~翌23:00

育児休業を取得中・取得予定の場合
①「8産前・産後休業の取得」の終了日と「9.育児休業の取得」の開始日、
②「9.育児休業の取得」の終了日と「11.復職(予定)年月日」が
繋がっていることが確認できるように記入いただく必要があります。

園の利用が決定した際に、「11.復職(予定)年月日」を短縮して利用開始月中に復帰することが可能な場合は、「14.備考欄」に「園決定次第育休復帰」の記入が必要です。

23. 申請書類等の記入上の注意点⑤（自営業申立書・申立書ABC）

自営業申立書

全ての項目について、漏れのないよう事業主の方がご記入ください。

事業所が法人化されている場合は就労証明書での提出が可能です。

事務所は自宅にあり、就労時間のほとんどが事務所外での仕事の場合は「自宅（居室内）」「その他」両方に☑してください。その他には最も遠方の勤務地の住所をご記入ください。

就労の認定要件は、月間従事時間64時間（休憩時間含む）以上です。

直近の確定申告書の控えを添付してください。ない場合は他の添付書類①②③のいずれかでも可能です。記載されている書類を添付できない場合は、提出前にごども宝課までご相談ください。

代表者印もしくは事業所印のいずれかを押印してください。

申立書 A

該当する事由に☑し、必要事項の記入及び必要な書類等を添付してください。

農業委員の証明を受けてください。

どのように求職活動を行っているかご記入ください（「ハローワークで求職申込を行い、職業紹介を受けている」など）。

求職活動の内容：離職日：年月日

在学証明書・選考結果通知書のみでも可。ただし、標準時間認定を希望する場合は、拘束時間を確認するため、カリキュラム等の提出が必要です。

申立書 B

保護者記入欄です。現在の状況を記入してください。

保護者記入欄] 該当する事由欄に☑の上、現在の状況を記載し、必要な添付書類とあわせてご提出ください。

該当する事由に☑し、必要な書類を添付してください。手帳を添付する場合は、有効期限にご注意ください。

医療機関に記入を依頼してください。内容を満たしていれば、任意様式でも可。

申立書 C

保護者記入欄です。全ての項目漏れなく記入してください。

いずれかの書類を添付してください。

診断書は裏面にあります。裏面の様式を使用せず、状況が確認できるものであれば任意様式でも可。

1日のスケジュール、1週間のスケジュール等を記入してください。

24. 公立保育所民営化等実施計画

平成 29 年 6 月に「木津川市公立保育所民営化等実施計画」を策定しました。この計画に基づき、市内公立保育園の民営化を進めてまいりますので、保育施設利用申請の際は、各園の状況を確認の上申請してください。※社会情勢の変化等により、計画内容は変更になる場合があります。

保育所名/ 年度	1 期				1期検証 期 間	2 期			令和 7 年度以 降
	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
梅美台 保育園	民営化 ※梅美台 こども園								
兜台 保育園	関係者 説明会 民営化 準備手続		民営化						
梅美台 (木津) 保育園 分園	公設公営								他の子育て 支援拠点 施設として 活用
木津川台 保育園		関係者 説明会 民営化準備 手続	合同保育	民営化 必要に応じ 引継ぎ保育					
やましろ 保育園 分園				本園に 統合					
相楽台 保育園	公設公営								⇒ 兜台保育園 に統廃合
相楽 保育園	公設公営								
南加茂台 保育園	公設公営								いづみ 保育園に 統廃合
いづみ 保育園	公設公営							幼保連携型 認定こども 園化	
やましろ 保育園	公設公営							幼保連携型 認定こども 園化	
清水 保育園	公設公営								
木津 保育園	公設公営								

園の運営方針・保育方針・保育に係る実費等は、各園により異なります。施設調整後の辞退は他の方へのご迷惑になるため、利用を希望される園にあらかじめ確認されるようお願いいたします。見学の場合も直接各園にお問い合わせください。

25. 保育施設等一覧

※利用定員は変更する場合があります

	施設名	所在地・電話番号	利用定員	開所時間	保育年齢
			上段：1号、下段：2・3号	上段：平日、下段：土曜日	
公立 保 育 所	① 木津保育園	木津白口 65 番地 72-6079	120 名	<平日> 7:30~19:00 <土曜日> 7:30~17:00	生後 57 日~
	② 木津保育園分園 ※令和7年度以降地の子育て支援拠点として活用予定	州見台 1 丁目 1 番地 (ガーデンモール木津川 2 階) 73-3377	21 名		生後 57 日~1 歳児 ※2 歳児から本園もしくは他園へ利用調整
	③ 相楽保育園 ※令和7年度以降子育て世代包括支援センターへ機能変更予定	相楽片田 5 番地 72-4293	137 名		生後 57 日~
	④ 清水保育園	木津清水 123 番地 2 72-5543	30 名		生後 57 日~2 歳児 ※3 歳児から他園へ利用調整
	⑤ 相楽台保育園 ※令和7年度以降⑩と統廃合予定	相楽台 2 丁目 11 番地 72-3982	120 名		生後 57 日~
	⑥ 南加茂台保育園 ※令和7年度以降⑦と統廃合予定	南加茂台 3 丁目 2 番地 76-5965	150 名		
公立 認 定 こ ど も 園	⑦ いづみこども園	加茂町里西鳥口 95 番地 76-2130	9 名		<1号> 3 歳児~
			221 名		
	⑧ やましろこども園	山城町北河原古屋敷 41 番地 1 86-4843	9 名		<2・3号> 生後 57 日~
私立 認 定 こ ど も 園	⑨ 愛光こども園 (社会福祉法人愛光福祉会)	木津清水 74 番地 7 72-0167	15 名	7:00~19:00	1 号：3 歳児~ 2・3 号：満 6 か月となる月の初日~
			90 名	7:00~18:00	
	⑩ 愛光兜台こども園 (社会福祉法人愛光福祉会)	兜台 5 丁目 1 番地 7 72-6500	15 名	7:00~19:00	<2・3号> 生後 57 日~
			135 名	7:00~18:00	
	⑪ 愛光みのりこども園 (社会福祉法人愛光福祉会)	城山台 7 丁目 5 番地 75-1772	15 名	7:00~19:00	
			180 名	7:00~18:00	
	⑫ 梅美台こども園 (社会福祉法人若竹福祉会)	梅美台 1 丁目 10 番地 71-8021	15 名	7:00~19:00	
			170 名	7:00~18:00	
	⑬ 州見台さくら (社会福祉法人育宝会)	州見台 1 丁目 33 番地 1 73-4150	15 名	7:30~19:30	
			150 名	7:30~18:30	
⑭ 木津さくらの森 (社会福祉法人育宝会)	相楽台 4 丁目 2 番地 5 71-4150	15 名	7:00~19:00		
		120 名	7:00~18:00		
⑮ なごみこども園 (社会福祉法人奈良福祉会)	梅美台 1 丁目 8 番地 72-7537	8 名	7:30~19:30		
		270 名	7:30~18:30		
⑯ 藍咲学園 (社会福祉法人楽慈会)	木津川台 5 丁目 4 番地 5 73-8300	15 名	7:00~19:30		
		204 名	7:00~19:30		
⑰ 幼保連携型認定こども園 木津川台 (社会福祉法人奈良福祉会)	木津川台 3 丁目 6 番地 1 73-2526	9 名	7:15~19:15		
		114 名	7:15~17:30		
小規模 保 育	⑱ みかのはら幼稚園 小規模保育 キッズルーム(学校法人敬愛学園)	州見台 1 丁目 31 番地 1 75-1155	18 名	7:30~18:30 7:30~18:30	1 歳児~2 歳児 連携施設：みかのはら幼稚園
	⑲ かもめ保育園 (特定非営利活動法人光進会)	城山台 7 丁目 42 番地 4 73-6301	19 名	7:00~19:00	生後 57 日~2 歳児 連携施設： なごみこども園(代替保育除く) なぎさ保育園(代替保育)
				7:00~19:00	
⑳ なぎさ保育園 (特定非営利活動法人光進会)	城山台 7 丁目 42 番地 6 73-6377	19 名	7:00~19:00 7:00~19:00	生後 57 日~2 歳児 連携施設： なごみこども園(代替保育除く) かもめ保育園(代替保育)	
家庭 的 保 育	㉑ おうち保育室 s o r a (特定非営利活動法人おうち保育室 s o r a)	梅美台 6 丁目 18 番地 4 26-2692	5 名	8:30~16:30	満 8 か月となる月の初日~2 歳児 連携施設： なごみこども園(代替保育除く) かもめ保育園(代替保育)
				—	
	㉒ おうち保育室にじ (特定非営利活動法人おうち保育室 s o r a)	城山台 5 丁目 18 番地 3 27-5723	5 名	8:30~16:30	満 8 か月となる月の初日~2 歳児 連携施設： なごみこども園(代替保育除く) かもめ保育園(代替保育)
				—	
㉓ みのりるーむたんぽぽ (社会福祉法人愛光福祉会)	城山台 7 丁目 3 番地 2 070-1456-3738・75-1772(愛光みのり)	5 名	8:30~16:30 8:30~16:30	満 6 か月となる月の初日~2 歳児 連携施設：愛光みのりこども園	
㉔ みのりるーむひまわり (社会福祉法人愛光福祉会)	城山台 7 丁目 3 番地 3 66-6221・75-1772(愛光みのり)	5 名	8:30~16:30 8:30~16:30	満 6 か月となる月の初日~2 歳児 連携施設：愛光みのりこども園	

① 施設の利用状況

令和5年度市内保育施設利用定員 2,689名（1号122名、2号1,549名、3号1018名）

② 職員の配置について

各施設に園長、副園長、園長補佐、主任、栄養士、調理師、用務員、保育補助など、必要な職員を配置しています。

<保育士1名の配置>

0歳児3名／1・2歳児6名

3歳児20名／4歳以上児30名

③ 給食について

栄養士が献立を作成しています。アレルギーによる除去食についても、できるだけ個別に対応していますので、必要な場合には各施設に連絡してください。1号認定の給食費及び2号認定の主食費は実費負担となります。

	0歳児～2歳児	3歳児以上
給食	完全給食	公立園（保育園・認定こども園）：副食給食 ※主食（ごはん又はパン）を持参してください。 私立認定こども園（保育園）：完全給食 私立認定こども園（幼稚園）：各園にお問い合わせください。
おやつ	10:00と15:00頃	15:00頃

④ 保護者会について

木津・相楽・清水・相楽台・南加茂台保育園、いづみ・やましろこども園、愛光こども園には保護者会があり、夏まつりの企画など運営にご協力いただいています。

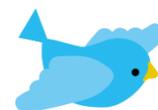
⑤ 木津保育園分園の行事等について

なつまつり・運動会・年末年始・お盆・土曜保育などの保育時に本園に登園いただくことがあります。

⑥ 休所日について

（2・3号）日曜日、祝日及び12月29日～1月3日です。

（1号）土曜日、日曜日、祝日、春休み・夏休み、年末年始 ※園により異なります



⑦ 警報の発令時について

木津川市に警報が発令されていた場合、

【在宅時】 自宅待機となります。

【在園時】 警報を確認の上、児童の安全を配慮して、各家庭で自主的に迎えに来てください。

ただし、事情により家庭保育ができない場合は、施設で保育します。

※気象庁によると、「警報は、重大な災害が起これると予想された時に発令されるもの」であることから

発令されている限りは、その時が晴れていようと、非常に危険であると考えて行動することが重要です。

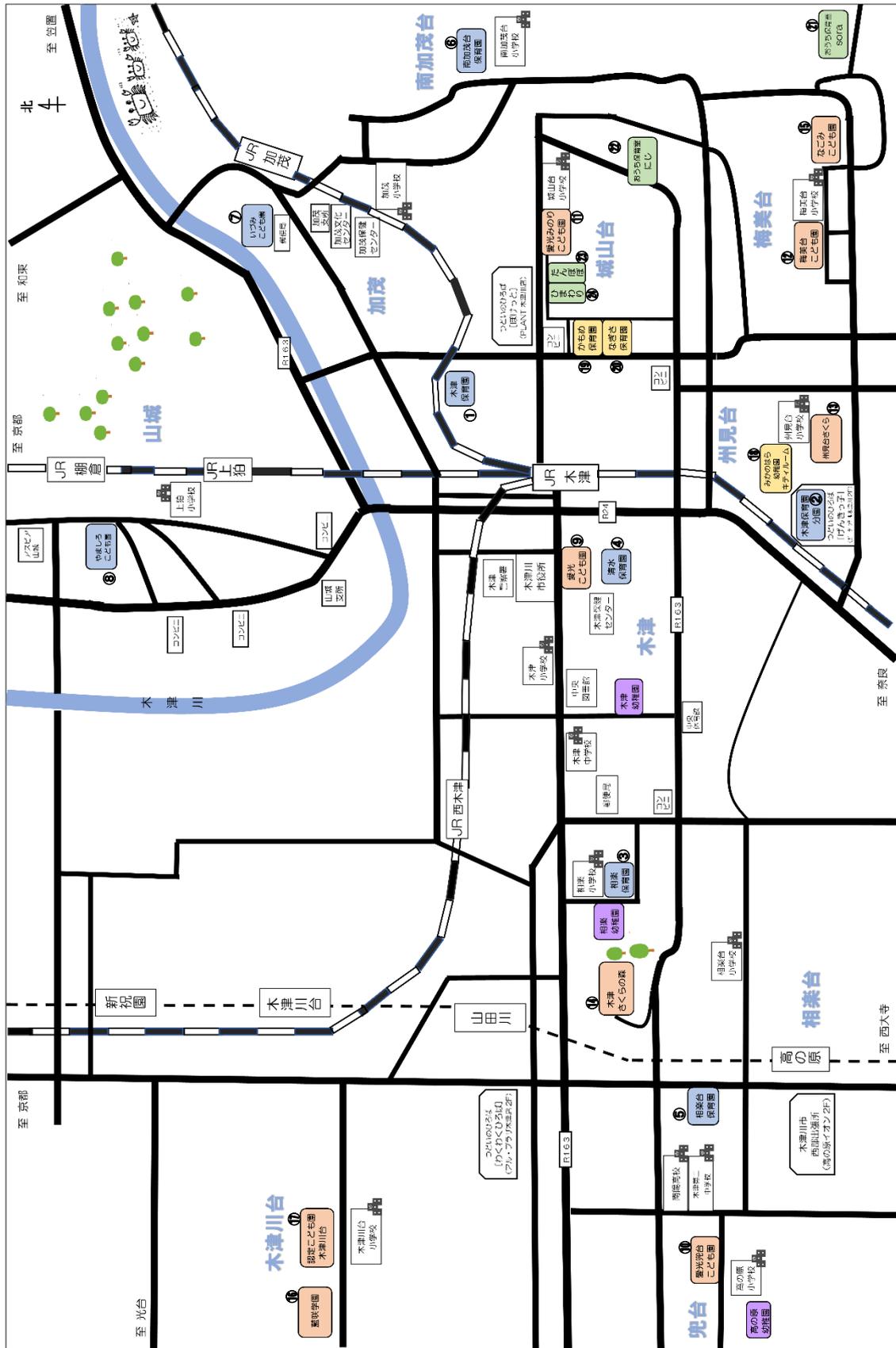
※木津川市の発令状況にかかわらず、山城南部の他市町村にて警報が発令されていたとき、休園となる私立園があります。詳細は利用を希望される園にご確認ください。

⑧ 与薬対応について

お子さまの薬は、本来は保護者が与えていただくもので、施設では原則として与薬はできません。

しかし、慢性の病気などどうしても飲ませなければならない薬（病院で処方されたものに限り）については、保護者からの申請により、施設の担当者が保護者に代わって与えることができる場合があります。与薬対応ができる薬の種類等については各施設へお問い合わせください。

27. 保育施設等案内図



令和5年11月時点

28. よくある質問 (Q&A) ①

◆申請にあたっての質問



Q. 保育施設の見学は突然行っても良いですか。

A. 見学を希望される園に事前にご連絡いただき、見学の日程を調整してください。



◆新規申請/転園申請における申請書に関する質問 (希望園の書き方や申請書類など)

◎希望園・きょうだい同時に利用申込する場合の意向について



Q. 空き枠が0人の保育施設より、空いている園を第1希望にするべきでしょうか。そもそも、空き枠が0人の保育施設に申請することは可能ですか。

A. 空き枠が0人の保育施設に申請することは可能です。また、希望園の順番や希望数による利用調整点数への影響(第1希望にしているから加点、希望が1園しかないから減点など)はありません。希望順にご記入ください。



Q. 新規申請で1園のみの希望申請は可能ですか。/新規申請で6園以上の希望申請は可能ですか。

A. いずれも可能です。6園以上希望される場合は『利用希望施設』の「第5希望以降」に順位番号と施設名をご記入ください(「⑤A園 ⑥B園 ⑦C園…」など)。



◎就労(育児休業からの復帰予定含む)の申請について



Q. ダブルワークをしており、両方の月間労働時間を合わせると64時間以上になりますが申請は可能ですか。

A. 可能です。外勤・自営業・農業はすべて「就労」に分類されますので、2社以上の外勤の場合だけでなく、外勤と自営業を並行して行っている場合などであっても、就労の条件(月64時間以上)を満たせば申請が可能です。



Q. 一方の保護者が単身赴任中の場合、保育の事由を証明する書類(就労証明書)の提出は必要ですか。

A. 居住地も住民票も市外の単身赴任先にある場合は不要です。申請書の1ページ目の「保護者②」欄に単身赴任する保護者の情報をご記入ください。居住地または住民票が木津川市にある場合は提出が必要ですのでご注意ください。



Q. 育児復帰後の勤務地が確定していない段階で新規利用申請をする場合、就労証明書の「本人就労先事業所」はどのように記載してもらえばよいですか。

A. 空欄にし、備考欄に「保育園決定次第勤務地確定」など空欄にしている具体的な理由を記入していただくようお願いください。なお、申請書1ページの通勤時間については候補にある勤務先のどこに決まっても1時間以上かかる場合「1時間20分~1時間40分」など具体的に記入してください。通勤時間1時間未満の勤務地に決まる可能性がある場合や勤務予定地が全く分からない場合は空欄としてください。



Q. 育児休業からの復帰予定で申請し、利用が決定した場合、いつまでに復帰すればよいですか。

A. 育児休業からの復帰予定で申請された方については、入園が決定した月中(1日から末日まで)に復帰していただいております。入園月の翌月1日以降しか復帰ができない場合は利用辞退となります。



◎自営業の申請について



Q. 母は祖父が経営する事業所に働き始めたばかりです。母の自営業申立書に添付する書類はどうすればよいですか。

A. 自営業申立書に添付する書類は『事業の確定申告書控え(税務署収受印あり)もしくは個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本(登記事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの)のいずれか』(申立てを行う本人の氏名が記載されているもの)としていますが、質問のような事情があってこれらを提出できない場合は「事業所が存在していること」と「そこに保護者が働いていること」を証明する書類をご提出いただいております。

「事業所が存在していることを証明するもの」として経営者の確定申告書や開業届などを、「そこに保護者が働いていることを証明するもの」として母の給与明細や通帳の写し(過去3か月の実績が分かるもの)、シフト表(従業員全員に作成されており、3か月分程度)などをご提出ください。

なお、給付認定現況届など次回の自営業申立書を出す機会には、確定申告(個人または経営者の専業従事者として)を行うなどして、規定する書類を提出できるようご準備ください。



29. よくある質問 (Q&A) ②

◎求職活動の申請について



Q.求職活動で令和6年4月からの入所希望をして待機となりました。
ほかの事由に変更しない場合いつまで利用調整が行われますか。

A.求職活動の認定期間は「入所希望日（他の事由から変更の場合は申請日）から60日目が属する月の末日まで」ですので、4月入所希望の場合は5月末日までの認定期間となります。4月入所（2月結果発送）が待機となった場合、5月入所（利用決定であれば4月結果発送）の利用調整、これが待機であれば6月入所の利用調整を行うこととなります。
ただし、この6月入所が決定した場合は利用決定ではなく、利用枠確保として5月中旬に発送します。6月1日までに求職以外の事由（原則就労）に変更する必要がありますのでご注意ください。



◆育児休業の延長を目的とする新規申請について



Q.育児休業の延長を目的に新規申請を提出する予定です。
利用調整を行わずに待機通知書を取得することは可能ですか。

A.木津川市では育児休業の延長を目的とする場合でも利用調整を行ったうえで、利用決定もしくは待機の通知を送付します。
令和6年度より「育児休業の延長希望に伴う減点対応の意向」という欄（申請書3ページ目）を新設しましたので申請書内に記載の注意事項（※1～※3）をご確認のうえ、同意するかご検討ください。これに☑された方に対して減点対応を行うこととします。ただし、保育施設が決定しないことを保証するものではなく、希望園に対する申請状況によっては入園が決定する場合もあることをご承知おきください。



Q.待機通知が届きましたが、勤めている事業所から令和■年■月1日時点で待機であることが記載された待機通知書が必要と言われました。発行は可能ですか。

A.木津川市では広く使用いただける待機通知書を作成しているため、新規申請に対する結果発送に使用する待機通知書には具体的な年月日を入れていません。もしも質問のように年月日の記載が必要である場合は「保育書類関係交付申請書（こども宝課配布様式）」をこども宝課窓口でご提出ください。15分程度で作成し、その場でお渡します。
申請時には本人確認書類（個人番号カード・免許証・保険証など）をご持参ください。ただし、まだ入園ができる可能性のある年月日を記載すること、利用調整を行っていない年月日を記載することはできませんのでご注意ください。



◆幼児教育施設〈幼稚園・こども園（教育枠）〉の申込みについて



Q.保育施設と幼児教育施設を併願することはできますか。

A.ご提出いただくことは可能としていますが、私立の幼児教育施設によっては併願をお断りされる場合があります。
入園を希望している幼児教育施設にご確認ください。
なお、公立幼稚園と公立認定こども園など公立の幼児教育施設を2園以上併願することは不可としています。
詳しくは幼稚園・こども園（教育枠）の募集要項をご確認ください。



Q.令和6年4月からやましろこども園またはいづみこども園の教育枠への入園を希望しています。
一斉申込期間中にこども宝課に申請を提出すればよいですか。

A.公立認定こども園教育枠の申請についてはこども宝課に願書をご提出いただきますが、募集期間は公立幼稚園と同様であり、保育施設の一斉申込期間とは異なりますのでご注意ください。
詳しくは幼稚園・こども園（教育枠）の募集要項をご確認ください。



◆保育施設の利用について



Q.就労で認定を受けていますが退職することになりました。在園中の保育施設を退園になりますか。

A.退職後に求職活動を実施する場合は保育事由を「求職活動」に変更していただくことができ、求職活動の有効期間内に他の事由（原則就労）に変更すればそのまま継続して利用いただけます。退職日までに『変更申請書』および『申立書A』、求職活動することを証明する書類として『ハローワークの登録証または受付表』等をご提出ください。
ただし、就労として利用調整を行って入所が決定したにも関わらず、利用開始日時点の保育事由が求職活動となる場合、事実と異なる利用調整点数で利用調整を行っていたものとして、利用辞退となりますのでご注意ください。





Q. 1人目の子どもを保育施設に預けており、入園してしばらくたったのちに2人目の妊娠が分かりました。1人目の保育施設の利用継続のためにどのような手続きが必要ですか。

- A. ・母の保育事由について、出産予定日の2か月前の初日以降に「妊娠・出産」へ変更していただく必要があります。『変更申請書』に『申立書 A』と『母子手帳の写し（表紙および出産予定日が分かるページ）』を添付してご提出ください。なお、「妊娠・出産」の有効期間は予定日から57日目が属する月の末日までです。
- ・育児休業を取得される場合は、取得開始日までに保育事由を「育児休業中の継続（保育短時間認定）」に変更する必要がありますので『変更申請書』および『就労証明書』をご提出ください。
 - ・「育児休業中の継続」以外の保育事由に変更される場合は、他の保育事由に変更する際に、『変更申請書』の「その他」欄に新生児の保育状況をご記入ください。「育児休業中の継続」以外の保育事由で、保護者が新生児を保育する場合、1人目のお子さまは退園となりますのでご注意ください。
 - ・新生児の出生にあたり、父が育児休業を取得される場合は、取得開始日までに保育事由を「育児休業中の継続（保育短時間認定）」に変更する必要がありますので『変更申請書』および『就労証明書』をご提出ください。



Q. 現在家庭内で保育している2人目の子どもについて保育施設の利用申請書を提出予定です。すでに保育施設に入園している1人目の手続きは必要ですか。

A. 2人目のお子さまの保育施設利用申請時に、在園している1人目のお子さまの手続きをする必要はありません。ただし、2人目のお子さまの保育施設利用決定に伴って保育事由や保育必要量などが変わる場合は、在園している1人目のお子さまについて変更の手続きが必要です。

例：『育児休業（2人目の子どもが対象児童）』を取得しており、在園中のお子さまに係る母の保育事由が「育児休業中の継続」となっている場合、2人目の入園が決定したのち職場復帰されるまでに、保育事由を「育児休業中の継続」から「就労」に変更する必要があるなど



Q. 求職活動中でしたが就労先が決定しました。どのような手続きが必要ですか。

A. 就労が開始するまでに『変更申請書』および『就労証明書』をご提出ください。求職活動は保育短時間認定ですので、就労への変更に伴い保育標準時間認定が必要な場合は、必ず『変更申請書』内にチェックを入れてご提出ください。（保育標準時間認定が利用可能となる事由をご確認ください→p.7）



Q. 里帰り出産のために、保育施設に在園中の子どもが1か月以上休園することは可能ですか。

A. できません。1か月以上保育施設の利用がない場合は、認定の取消しとなります。



◆利用料について



Q. 公立の保育施設と私立の保育施設で、保育料や副食費の料金は大きく異なるのでしょうか。

A. 公立・私立共通の算定基準をもとに決定しているため、大きく異なることはありません。ただし副食費については物価高騰に伴い、園によって数百円程度異なる場合があります。その他、主食費や教材費、制服代等の雑費に関しては、公立・私立で異なりますので、入園を希望する園にご確認ください。



Q. 満3歳になった時点で無償化の対象となるのですか。

A. 市内認可保育施設の幼児教育・保育の無償化の対象は3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児の市町村民税非課税世帯です。満3歳ではなくクラス年齢3歳児以降が対象となります。



保育施設名	保育施設ごとのメモにご利用ください。
木津保育園	
木津保育園分園	
相楽保育園	
清水保育園	
相楽台保育園	
南加茂台保育園	
いづみこども園	
やましろこども園	
愛光こども園	
梅美台こども園	
州見台さくら	
なごみこども園	
愛光みのりこども園	
木津さくらの森	
藍咲学園	
愛光兜台こども園	
木津川台	
キティールーム	
かもめ保育園	
なぎさ保育園	
おうち保育室 s o r a	
おうち保育室にじ	
みのりるーむたんぽぽ	
みのりるーむひまわり	

- 認定、利用調整や保育料等に関するお問い合わせ
→ 木津川市教育部こども宝課まで

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
TEL : 0774-75-1212 (受付時間 8:30~17:15)
FAX : 0774-75-2083
メール : kosodate@city.kizugawa.lg.jp
ホームページ : <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

- 保育内容等に関するお問い合わせ
→ 各園まで (25 ページ)

子育て応援アプリ「きづがわいい」をぜひご活用ください！

木津川市の子育てに関する情報を掲載
登録すれば予防接種や健康診断も管理できます



Android 版



iOS 版



Web ブラウザ版

木津川市ホームページはこちら

